

平成 2 1 年 旭 市 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6 月 5 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	3
開 会.....	4
永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈.....	4
議長報告事項.....	6
会議録署名議員の指名.....	6
会期の決定.....	6
議案上程.....	7
議案第 1 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 3 号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 4 号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 5 号 財産の取得について	
議案第 6 号 工事委託契約の締結について	
議案第 7 号 指定管理者の指定について	
議案第 8 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
報告第 1 号 平成 2 0 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について	
報告第 2 号 平成 2 0 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について	
報告第 3 号 平成 2 0 年度旭市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	
報告第 4 号 平成 2 0 年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について	
報告第 5 号 平成 2 0 年度旭市病院事業会計予算繰越計算書について	
報告第 6 号 旭市土地開発公社の事業経営状況について	

報告第 7 号 財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について

報告第 8 号 専決処分の報告について

提案理由の説明並びに政務報告.....	8
議案の補足説明及び報告の説明.....	1 7
散 会.....	3 3

第 2 号 (6 月 9 日)

議事日程.....	3 5
本日の会議に付した事件.....	3 5
出席議員.....	3 5
欠席議員.....	3 5
説明のため出席した者.....	3 6
事務局職員出席者.....	3 6
開 議.....	3 7
議案質疑.....	3 7
議案第 8 号直接審議 (先議)	5 1
常任委員会議案付託.....	5 1
常任委員会請願付託.....	5 2
散 会.....	5 2

第 3 号 (6 月 1 0 日)

議事日程.....	5 3
本日の会議に付した事件.....	5 3
出席議員.....	5 3
欠席議員.....	5 3
説明のため出席した者.....	5 3
事務局職員出席者.....	5 4
開 議.....	5 5
一般質問.....	5 5
8 番 滑 川 公 英.....	5 5

4 番 伊 藤 房 代.....	6 2
1 1 番 木 内 欽 市.....	7 5
1 番 伊 藤 保.....	8 5
2 4 番 神 子 功.....	9 4
散 会.....	1 1 3

第 4 号（6月22日）

議事日程.....	1 1 5
本日の会議に付した事件.....	1 1 5
出席議員.....	1 1 5
欠席議員.....	1 1 6
説明のため出席した者.....	1 1 6
事務局職員出席者.....	1 1 7
開 議.....	1 1 8
常任委員長報告.....	1 1 8
質疑、討論、採決.....	1 2 1
常任委員長請願報告.....	1 2 3
質疑、討論、採決.....	1 2 4
発議案上程.....	1 2 6
発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について	
発議第 2 号 国における平成 2 2（2010）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について	
発議第 3 号 旭市議会の議員の定数を定める条例の制定について	
提案理由の説明.....	1 2 6
質疑、討論、採決.....	1 2 9
旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙.....	1 3 0
事務報告.....	1 3 2
閉 会.....	1 3 2

平成 2 1 年旭市議会第 2 回定例会会議録

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 1 年 6 月 5 日 (金曜日) 午前 1 0 時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈
- 第 3 議長報告事項
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 議案上程
- 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 8 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈
- 日程第 3 議長報告事項
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 議案上程
- 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明

出席議員 (2 4 名)

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	1 0 番	柴 田 徹 也

1 1 番 木 内 欽 市
 1 3 番 日 下 昭 治
 1 5 番 林 俊 介
 1 7 番 林 一 雄
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 高 橋 利 彦
 2 4 番 神 子 功

1 2 番 佐久間 茂 樹
 1 4 番 平 野 浩
 1 6 番 明 智 忠 直
 1 8 番 高 木 武 雄
 2 0 番 向 後 和 夫
 2 2 番 林 正一郎
 2 6 番 林 一 哉

欠席議員（１名）

2 5 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 総 務 課 長 平 野 哲 也
 企 画 課 長 堀 江 隆 夫
 税 務 課 長 野 口 徳 和
 環 境 課 長 平 野 修 司
 健康管理課長 小長谷 博
 高 齢 者 福 祉 課 長 渡 辺 輝 明
 農 水 産 課 長 林 清 明
 都市整備課長 伊 藤 恒 男
 会 計 管 理 者 高 山 重 幸
 水 道 課 長 横 山 秀 喜
 学校教育課長 平 野 一 男
 国体推進室長 高 野 晃 雄
 農 業 委 員 会 農 事 務 局 長 伊 藤 浩
 病院事務次長 石 鍋 秀 和

副 市 長 増 田 雅 男
 病院事務部長 渡 辺 清 一
 秘書広報課長 米 本 壽 一
 財 政 課 長 加 瀬 正 彦
 市 民 課 長 増 田 富 雄
 保険年金課長 花 香 寛 源
 社会福祉課長 在 田 豊
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 北 村 豪 輔
 下 水 道 課 長 佐 藤 邦 雄
 消 防 長 菅 谷 衛 一
 庶 務 課 長 浪 川 敏 夫
 生涯学習課長 野 口 國 男
 監 査 委 員 会 長 林 久 男
 事 務 局 長 堀 川 茂 博
 国 民 宿 舎 支 配 人 堀 川 茂 博
 病院経理課長 鈴 木 清 武

事務局職員出席者

事務局 長 加 瀬 寿 一

事務局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

○議長（向後和夫） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

日程第1 開 会

○議長（向後和夫） ただいまの出席議員は24名、議会は成立いたしました。

これより平成21年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第2 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈

○議長（向後和夫） 日程第2、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈。

これより永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

過日開催されました全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として30年以上在職し、市政の振興に努められました功績により、特別表彰の栄に浴されました神子功議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

神子功議員、前のほうにお進み願います。

（議長から表彰状伝達並びに記念品の贈呈、拍手）

○議長（向後和夫） 引き続いて、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

市議会議員として10年以上在職し、市政の振興に努められた功績により、表彰の栄に浴されました林正一郎議員、高橋利彦議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

林正一郎議員、高橋利彦議員、前のほうにお進み願います。

（議長から表彰状伝達並びに記念品の贈呈、拍手）

- 議長（向後和夫） 引き続いて、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

市議会議員として10年以上在職し、市政の振興に努められた功績により、表彰の栄に浴されました林一雄議員、明智忠直議員、林俊介議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

林一雄議員、明智忠直議員、林俊介議員、前のほうにお進み願います。

（議長から表彰状伝達並びに記念品の贈呈、拍手）

- 議長（向後和夫） ここでしばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 9分

再開 午前10時 9分

- 副議長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長にかわり議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

市議会議員として10年以上在職し、市政の振興に努められた功績により、表彰の栄に浴されました向後和夫議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

向後和夫議員、前のほうへお進み願います。

（副議長から表彰状伝達並びに記念品の贈呈、拍手）

- 副議長（林 一雄） ここでしばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

- 議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第３ 議長報告事項

- 議長（向後和夫） 日程第３、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

日程第４ 会議録署名議員の指名

- 議長（向後和夫） 日程第４、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

12番、佐久間茂樹議員、13番、日下昭治議員、以上の２議員を指名いたします。

日程第５ 会期の決定

- 議長（向後和夫） 日程第５、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第２回定例会の会期は、本日から６月22日までの18日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から６月22日までの18日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

- 議長（向後和夫） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第８号までの８議案と、報告第１号から報告第８号までの報告８件であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(向後和夫) 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

日程第6 議案上程

○議長(向後和夫) 日程第6、議案上程。

議案第1号から議案第8号までの8議案と報告第1号から報告第8号までの報告8件を一括上程いたします。

議案第 1号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 財産の取得について

議案第 6号 工事委託契約の締結について

議案第 7号 指定管理者の指定について

議案第 8号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

報告第 1号 平成20年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 2号 平成20年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 3号 平成20年度旭市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 4号 平成20年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について

報告第 5号 平成20年度旭市病院事業会計予算繰越計算書について

報告第 6号 旭市土地開発公社の事業経営状況について

報告第 7号 財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について

報告第 8号 専決処分の報告について

日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（向後和夫） 日程第 7、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成21年旭市議会第 2 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第 1 号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地域児童の利用実態もなく、地元野中区からの廃止要望もあることから、野中児童遊園を廃止するものであります。

議案第 3 号は、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新たに訪問看護ステーションを設置するため所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱が改正されることに伴い、経過措置の期限を延長するため所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号は、財産の取得についてでありまして、消防防災設備として災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 1 台を購入することについて仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第 6 号は、工事委託契約の締結についてでありまして、旭中央污水ポンプ場等の建設工事を財団法人千葉県下水道公社へ委託するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第 7 号は、指定管理者の指定についてでありまして、現在、旭市福祉作業所の指定管理者である「旭市手をつなぐ育成会」が N P O としての法人格を取得し、「特定非営利活動

法人旭市手をつなぐ育成会」に名称を変更したため、再度、議会の議決を経て、旭市福祉作業所の指定管理者に指定するものでございます。

議案第8号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、9月30日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、鈴木節夫氏が適任であると考え、提案するものであります。

なにとぞ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

報告第1号は、平成20年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、平成20年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、平成20年度旭市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第4号は、平成20年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について、報告第5号は、平成20年度旭市病院事業会計予算繰越計算書について、報告第6号は、旭市土地開発公社の事業経営状況について、報告第7号は、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について、報告第8号は、議会の指定した専決処分について、それぞれ報告するものであります。

次に、平成20年度の一般会計並びに各特別会計の執行結果について概要を申し上げます。

平成20年度の一般会計並びに各特別会計は、5月31日に出納を閉鎖し、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営にあたっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。その結果、平成20年度の一般会計は、概算で歳入総額257億6,000万円、歳出総額247億8,600万円となり、翌年度に繰り越しになる財源を差し引いた実質収支額は8億1,900万円の黒字と見込まれるものであります。また、各特別会計においても、概ね順調な決算となる見込みであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

はじめに、新型インフルエンザについて申し上げます。

去る6月3日、旭市内在住の女性が新型インフルエンザ患者と確認されたことを受け、本市では直ちに対策本部会議を設置し、情報の共有を図るとともに、今後の対応策について協議をいたしました。

患者は、東京都墨田区内で感染した患者の濃厚接触者であり、学生、生徒等ではないことから、千葉県の対応方針に基づき、本市においても、学校、保育所、福祉施設などの休業措

置並びに公共施設の休業要請や行事等の自粛について、現時点では要請はしないこととし、状況に応じ対応することとしております。

なお、本件につきましては、感染患者が確認された6月3日当日、市のホームページに第一報を掲載し周知を図っており、感染予防策についても、去る6月1日付けの広報に掲載するとともに、本庁及び各支所等の公共施設にポスターを掲示し周知を図っております。

今後の対応につきましては、千葉県をはじめ、関係機関と密接な連携を図り対応していく所存であり、市のホームページ等でも随時情報を提供してまいりますので、市民の皆様におかれましては、冷静な対応をお願いいたします。

次に、防災について申し上げます。

旧1市3町の無線局の統合を図るため整備を進めております防災行政無線整備工事につきましては、昨年度から新システムへの更新工事を進めており、3月末で飯岡地区の更新がほぼ完了し、現在は海上地区の更新工事を実施しております。本年度は、さらに干潟地区、旭地区の更新工事を実施し、早期に新システムへの完全移行を図ってまいります。

次に、生活環境について申し上げます。

清潔で住みよい生活環境づくりについては、「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様のご協力をいただきながら、環境保全ときれいなまちづくりを目指して、各種の事業を実施しているところであります。

去る5月31日に実施いたしました春のゴミゼロ運動は、1万1,000人の市民のご協力をいただき、19トンの空き缶、空きびん、ペットボトル、散乱ごみなどを回収し環境美化の促進を図ることができました。今後も、きれいな旭をつくるため、環境美化に対する市民意識の高揚に努めてまいります。参加していただいた多くの市民の皆様に感謝申し上げます。

また、現在、ごみの発生の抑制・再使用・再資源化を目指し、容器包装廃棄物の適正な分別排出と収集によるごみの資源化や減量化を促進しており、さらに、今後は各家庭から出る資源ごみの再資源化を図るための集団回収事業も推進してまいります。

次に、児童福祉について申し上げます。

指定管理者制度に基づき運営を委託した干潟保育所については、本年度の入所申込者を募ったところ、受入れ可能な定数を超える申込みがあったと聞いております。この申込みの状況は、多様化する保育ニーズに対し、指定管理者が柔軟に対応した結果ではないかと考えております。

次に、公立保育所の耐震化について申し上げます。

本年度は、中央第一並びに中央第三の2保育所の耐震補強工事を実施いたします。工事の施工にあたっては、保育事業の性格上、長期に休所ができないことから、保育業務に支障のないよう配慮してまいります。

次に、障害者福祉について申し上げます。

障害福祉サービスの必要量などを定めた「障害福祉計画」については、本年度から平成23年度までの3か年間の計画値を設定し、各年度におけるサービス目標量を見込んだ第2期計画がスタートしたところであります。今後は、本計画に基づき、援助を必要とする方々のため地域に即した施策に取り組んでまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

現在、教職員の資質向上を図ることが強く求められております。本市においても、子どもたちの健やかな成長と学力の向上を願い、昨年度より国語、算数、数学を中心に研修会等を開催してまいりました。本年度は、外国語活動研修も加え、教職員の指導力の向上に努めてまいります。

また、本年4月より中央小学校において、児童が安全で健やかに過ごせる場の提供と児童相互の自主的な活動の支援を目的に「放課後子どもサポート事業」を試行的に開始し、現在15名の児童が利用しております。

今後は、利用者の状況等を勘案しながら、事業のあり方について考えてまいります。

毎年実施している沖縄交流事業につきましては、来る7月22日から3日間、市内小学生20名が沖縄県中城村を訪問し、児童相互の友好関係を深めることとしております。

この事業を通して、子どもたちがより広い視野を持てることを期待しております。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第二中学校屋外運動場整備工事は、現在順調に進捗しており、来る9月に予定されている体育祭が開催できるよう整備を進めるとともに、工期内完成を目指し工事を進めてまいります。

同じく第二中学校部室棟改築工事は、過日、契約の相手方が決定しましたので、本年10月完成を目指し工事を進めてまいります。

中央小学校改築事業は、本年10月までに仮設校舎を設置し使用を開始する予定であり、その後、既存北校舎の解体を進めてまいります。

また、矢指小学校改築事業につきましては、実施設計業務について事務を進めているところであります。

飯岡中学校改築事業は、耐震診断業務について事務を進めているところであり、建設場所につきましては、飯岡西部地区土地改良事業の進捗状況を勘案し、調整をしていく予定であります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育施設においては、心豊かで生きがいのある生活を送ることを目的に各種講座や教室を開催しており、幅広い年齢層から大勢の参加をいただいております。

来る6月7日には「第29回海上公民館まつり」を開催し、各学級講座とサークル活動等の学習成果を発表することとしており、今後も、「誰でも、いつでも、自由に」学べる環境の整備を図ってまいります。

千葉県から移譲され、青少年健全育成を目的に運用を開始した「旭市海上キャンプ場」につきましては、4月1日から6月末までの無料期間を含め8月末までの利用者を募ったところ、24団体600名の申込みがありました。

今後は、隣接する体育館及び滝のさと自然公園等と一体的な活用を図るとともに、子どもたちが安心、安全かつ主体的に活動できる場として、また、県内外から来訪する方々の交流の場として活用できたらと考えております。

次に、体育振興について申し上げます。

去る5月12日、16日、17日の3日間にわたり香取市において開催された「第54回千葉県東部五市体育大会」は、悪天候にも関わらず、本市から21競技に309名が出場し、それぞれの種目で熱戦を繰り広げ総合3位の成績を収めたところであります。

また、来る6月7日には、スポーツを身近に感じ親しんでもらえるよう「市民スポーツのつどい」の開催を予定しております。

今後も、スポーツの日常化と市民の健康づくりを推進するため、誰もが気軽に参加できるスポーツ大会の運営に努めてまいります。

次に、文化振興について申し上げます。

市民参加型の事業として毎年実施している「旭市民音楽祭」及び「旭市民ミュージカル」については、4月より広報等で参加者を募集した結果、市民音楽祭には12団体202名、また、市民ミュージカルは40名の参加申込みを得たところであります。

なお、市民ミュージカルについては、去る5月9日に結団式を行ったところであり、来る10月の公演開催に向け、精一杯、練習に取り組まれることを期待しております。

次に、農業について申し上げます。

水田農業については、昨年度より新たな米の生産調整の手法として飼料用米の生産に取り組んできたところであり、現在までに43ヘクタールもの飼料用米の申込みがありました。この申込状況は、県内では最大の取り組みであり、県をはじめ各方面から大きな関心を集めているところであります。

野菜の生産振興については、本年も県補助事業の「園芸王国ちば」強化支援事業を活用し、園芸用ハウスや生産管理機械の整備に対する支援をしてまいります。

水産関係については、本年度、国県補助事業の地域水産物供給基盤整備事業を活用した魚礁設置工事を施工するため、現在、県との協議を進めているところであります。

また、水産関連イベントとして、来る6月14日に「第3回旭市いいおか港・水産まつり2009」が開催されます。

今回は、67団体が出店を予定していると聞いておりますので、多くの方々が来場して下さることを期待しております。

次に、農業基盤整備事業について申し上げます。

現在、市内の6地区で経営体基盤整備事業が順調に進められており、去る5月22日には飯岡西部地区の工区設立総会が開催され、地元受益者を始め、大勢の来賓のご臨席をいただき事業計画の概要等の承認を得たところであります。

今後は、平成22年4月の事業採択に向け、地元工区、千葉県、大利根土地改良区など関係機関との連携を強化し、事業の推進を図ってまいります。

次に、農業推進事業について申し上げます。

循環型農業としての取り組みを続けております「菜の花エコプロジェクト」の一環として、去る4月11日、蛇園出清水地区において「菜の花まつり」を開催いたしました。

訪れた方々は、黄色に染まった一面の菜の花に目を奪われるとともに、出店者の用意した新鮮な地元野菜や加工品を買い求め盛況の中、無事終了することができました。

国指定の文化財となっております大原幽学ゆかりの水田で米作りを体験する「幽学の里で米作り交流事業」の田植えが、去る5月4日からの3日間、都市農漁村交流協議会により実施され、一般市民をはじめ9団体、合わせて約900名の参加をいただきました。今後は、7月の草取り作業、9月の稲刈り、10月の収穫祭といった行事を予定しております。

米作り交流事業も年々参加者が増加しており、これを一つの契機と捉え、本事業を通じて旭市を積極的に内外にPRし、農業の発展につなげてまいりたいと考えております。

次に、商業振興について申し上げます。

現下の厳しい経済情勢の中、本市では、商店会等の振興と生活支援を図るため、国の臨時交付金を活用して、旭市商業振興連合会が行う商品券発行事業に助成をいたしました。

連合会では、期限付きプレミアム商品券2万セット、総額2億2,000万円分を発行し、去る4月25日から販売したところ、予約券分を含めすべて完売いたしました。この商品券は緊急景気対策として、6か月の使用期限付きとしたことから順調に使用されており、各商店街の活性化や消費拡大につながっているものと考えております。

また、秋には、1万3,000セット、総額1億4,300万円の発行も予定されているところであります。

次に、観光について申し上げます。

今年も袋公園において、4月1日から12日まで袋公園桜まつりを開催いたしました。去る4月4日には、新たに組織された「袋公園桜まつり実行委員会」の主催による演芸大会や、「わくわく市場」を開催したところ、親子連れなど1万3,000人余りの人々で賑わいを見たところであります。

また、恒例となりました袋公園春の釣り大会やリニューアルした長熊釣堀センターの釣り大会についても、市内外から多くの釣り客の参加をいただき盛況のうちに終了することができました。

次に、夏期観光について申し上げます。

海水浴場については、来る7月18日から8月23日までの37日間、飯岡海水浴場と矢指ヶ浦海水浴場を開設する予定であり、観光協会をはじめ関係機関のご協力をいただきながら、来遊者が安全で楽しく過ごしていただけるよう準備を進めているところであります。

期間中は「あさひ砂の彫刻美術展」を7月18日と19日に、「旭市いいおかY O U・遊フェスティバル2009」を7月25日と26日に、「サマーフェスティン矢指ヶ浦2009」を8月1日に、「第55回旭市七夕市民まつり」を8月6日と7日に開催することとしており、現在、それぞれのイベントに、より多くの観光客を迎えられるよう、各実行委員会を中心に検討が行われているところであります。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めており、現在、8件の工事を発注したところであります。

また、国の補助事業については、旭中央病院アクセス道整備事業、川向西野地区の排水路整備事業、更正橋改築事業、1級2号線歩道整備事業並びに埴新町の道路改良事業について、

まちづくり交付金や地域活力基盤創造交付金、防衛省補助金などの有利な財源を活用することとしており、5月末までに、すべての事業について補助金等の内示を受けましたので、今後は、関係機関と協議を進めながら早期に着工できるよう準備を進めてまいります。

なお、長年、懸案となっておりました排水整備のうち、椎名団地、三川浜丸康材木店北側、萬力古城駐在所脇の排水路等については既に完了したところであり、干潟中学校南側の排水路につきましても、集中する排水量の分割や末端水路の掘削、水門設置等の工事を経て、本年度末には完了する予定となっております。

この排水路が完成することにより、太田溜池の流末排水路が整備され、干潟中学校校庭の冠水及び干潟中学校南側周辺の道路冠水が解消されと考えております。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道の供用区域については、認可区域の約77%にあたる156.3ヘクタールの区域で使用が可能となり、現在、対象世帯1,977世帯のうち1,218世帯で使用され、日量約1,100立方メートルの汚水を適正に処理しております。

また、面整備工事については、本年度は袋地先9.9ヘクタールの整備を予定しており、地元説明会を開催するなど早期に発注できるよう準備を進めているところであります。

なお、平成23年度の目標年次までには、供用開始区域の拡大等により汚水流入量の増加が見込まれることから、本庁舎敷地内の第2分館西隣りに中央污水ポンプ場を3か年計画で建設することとしており、今般、当該工事を財団法人千葉県下水道公社に委託するにあたり、今議会に関連する議案を提案したところであります。

次に、病院事業について申し上げます。

近年、全国の多くの自治体病院は、医師不足等による診療の縮小等により経営が悪化し、自治体本体の財政をも圧迫してきております。このような状況の中、旭中央病院は平成20年度においても黒字決算の見込みであり、今後も健全経営を維持し、地域の基幹病院としての役割を果たしてまいります。

また、再整備事業につきましては、現在、土砂の搬出などの土工事を行っており、工事は順調に進捗しております。工事期間中は、市民の皆様方にはご不便をおかけしますが、来院者の安全を第一に考え対策を講じておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、水道事業について申し上げます。

去る4月1日に「旭市水道事業お客様センター」を設置し、水道料金の収納や開閉栓等の窓口業務を民間業者に委託し業務の効率化に取り組んでおります。また、昨年度より開始し

ているコンビニ収納と併せて、本年5月からは、インターネットによる水道の使用開始や中止の申請受付が可能となり、お客様の利便性の向上が図られるものと考えております。

次に、第65回国民体育大会について申し上げます。

事務の効率化を図るため、本年4月1日から国体推進室を大会会場である旭市総合体育館へ移転し、大会開催に向けての準備体制を整えております。

去る5月18日は、来年の国体本大会開催まで500日となったことを記念して、旭市総合体育館にチーバくんの「カウントダウンボード」を設置し、国体開催気運を盛り上げているところであり、今後は、来る10月のリハーサル大会や来年の本大会開催に向け、準備を進めてまいります。

次に、地域資源価値創造事業について申し上げます。

地域資源価値創造事業は、本市に存する潜在的な文化・観光資源を新たな目で調査し、全国へ向けて情報を発信していく事業であります。

今回、本事業の一つとして、ちばてつや先生を始めとする漫画家や作家、俳優など多彩な顔ぶれにより、自ら体験した戦争を、漫画家ならではの絵画的手法を駆使して表現した絵手紙、約130点を展示する「私の八月十五日展」を、千葉県立東部図書館を会場として、来る7月22日から8月16日までの間、報道機関各社などの後援をいただき開催いたします。

開催期間中、県内外の多くの方々に来訪していただくことにより、本市の知名度や好感度がアップすることを期待するとともに、戦争を知らない若い世代に、戦争の怖さと平和の大切さを伝えることができると考えております。

次に、定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当給付事業について申し上げます。

定額給付金給付事業につきましては、去る3月31日に、給付対象の2万4,566世帯に申請書を発送し、4月2日から受け付けを開始しており、5月末現在の給付決定率は、約90%となっております。

また、子育て応援特別手当給付事業の進捗状況につきましても、去る3月31日に該当する873世帯に申請書を発送し受け付けを開始しており、5月末現在の給付決定率は、約94%となっております。

今後も、すべての対象世帯に給付できるよう、広報等により申請の呼びかけを継続するとともに、迅速な処理に努めてまいります。

次に、経済危機対策を実施するための国の平成21年度補正予算につきましては、去る5月29日に成立いたしました。

本市におきまして、補正予算に盛り込まれました国、県の経済対策を踏まえ、迅速に対応してまいりたいと考えております。

最後に、銚子連絡道路について申し上げます。

去る5月29日、銚子市青少年文化会館において、「第12回銚子連絡道路整備促進地区大会」が、議会議員の皆様方をはじめ大勢の方々のご参加をいただき中、盛大に開催されました。

銚子連絡道路は、地域経済の発展には必要不可欠な大動脈であり、活力ある魅力的な東総地域を実現するためにも、一日も早い全線完成が望まれることから、関係機関に対し要望活動をしてまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者からご説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、私事で恐縮ですが、この場をおかりいたしましてご報告を申し上げます。

去る4月28日に記者会見を行い、市長の職を引退させていただく旨の表明をいたしました。

私は、平成14年1月、多くの市民の皆様から温かいご支援をいただき、市政執行の任に就かせていただきました。

「公平無私」この言葉が私の政治理念であり、まちづくりを進めるため、いつでも市民の中に足を運び市民と共に歩む市長でありたいと務めてまいりました。以来、合併をはさんで7年余、行政には素人の私が市政を展開できたことは、ひとえに議員の皆様はじめ市民の方々のご理解、ご協力、さらには市職員の頑張りがあったからこそと、あらためてこの場をおかりして皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（向後和夫） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

日程第8 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（向後和夫） 日程第8、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、環境課長、登壇してください。

(環境課長 平野修司 登壇)

- 環境課長(平野修司) 議案第1号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明いたします。

特定家庭用機器再商品化法(通称・家電リサイクル法)施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正するものです。

改正の趣旨としましては、家電リサイクル商品の適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進するため、現行の4品目から3品目を追加し、再商品化等の基準を見直すものです。

具体的には、今までの家電リサイクル商品は、ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4種類でしたが、今回の改正により、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加されました。

お配りしてあります新旧対照表の1ページをお開きください。

一番最後についていると思うんですけども、1ページです。

表の上段が現行の種別と手数料、下段が改正案であります。

家電リサイクル商品の追加に伴い、下段の別表第2の3中、種別のアンダーラインを引いてある「洗濯機」を「洗濯機及び衣類乾燥機」に改め、手数料は同じ1台につき700円とするものです。

なお、液晶テレビ・プラズマテレビは、現行のテレビと同じ扱いに含めますので、変更はありません。

以上で補足説明を終わりにします。

- 議長(向後和夫) 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第4号、議案第7号について、社会福祉課長、登壇してください。

(社会福祉課長 在田 豊 登壇)

- 社会福祉課長(在田 豊) 議案第2号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

旭市野中2042番地の長禅寺境内にあります野中児童遊園は、地域児童の利用実態がほとんどなく、目が届きにくい場所で、防犯上危険があることから、管理をしていただいております野中区から廃止をしてほしい旨の要望がありましたので、本児童遊園を廃止することとし、条例から削除するものです。

施行日は平成21年7月1日といたします。

続きまして、議案第4号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一

部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

平成19年に本条例の一部を改正し、助成対象にならない市町村民税の所得割の額が23万5,000円以上の方であっても、相当額の医療負担が生じる高額治療を継続的に行っている方々については、経過措置として、附則で平成21年3月31日まで助成対象とすることを規定しておりました。

このたび、平成21年4月1日付で障害者自立支援法施行令の一部を改正する政令が施行され、この経過措置が平成24年3月31日まで延長されたことを受け、千葉県におきましても、重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部改正を行い、期限を延長し、県補助金の対象としたところです。

本市におきましても、平成24年3月31日まで期限延長し、助成対象とするため条例の一部改正をするものです。

なお、助成を継続して行うために、適用日は平成21年4月1日とするものです。

続きまして、議案第7号、指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

旭市福祉作業所につきましては、本年3月の第1回議会定例会で、「旭市手をつなぐ育成会」を指定管理者として指定する議決をいただき、現在、管理委託しております。任意団体でありました旭市手をつなぐ育成会が今般、NPOとしての法人格を取得し、「特定非営利法人旭市手をつなぐ育成会」に組織変更されたことにより、同法人を旭市福祉作業所の指定管理者として指定をするため、改めて議決をお願いするものです。

指定の期間は、平成21年7月1日から平成24年3月31日とするものです。

また、従前の委託内容及び条件をすべて本法人が継承し、管理をしていくものです。

なお、選定にあたりましては、5月11日に旭市指定管理者候補者選定委員会を開催し選定をいただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（向後和夫） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

- 議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第3号について、病院事務次長、登壇してください。

（病院事務次長 石鍋秀和 登壇）

- 病院事務次長（石鍋秀和） 議案第3号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

これは飯岡診療所の2階部分に「訪問看護ステーション旭こころとくらしのケアセンター」を平成21年10月より設置するための条例の改正を行うものでございます。

現在、病院では、精神神経科の入院患者様に対しましては、入院医療から地域生活中心への医療へ移行を推進しております。ただし、このためにより私どもの病院としては、地域支援のための訪問看護を実施しているところでございますが、これをステーション化することによりまして、24時間体制の包括的サービスを継続的に、そして提供することが可能となりますので、今以上のサービスが提供できるものと考えております。

以上で補足説明を終了いたします。

- 議長（向後和夫） 病院事務次長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

- 財政課長（加瀬正彦） 議案第5号、財産の取得について補足説明を申し上げます。

取得財産の内容でございますが、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台でございます。

取得金額は4,442万6,190円でございます。

取得の相手方は、東京都港区西新橋三丁目25番31号、株式会社モリタ東京営業部であります。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札参加登録業者で納入可能な9社を指名いたしまして、去る5月25日に指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、予定価格に達しておりませんでしたので、最終的に随意契約となり、交渉の結果、予定価格に達しましたので、5月27日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は平成22年3月13日であります。

以上で、議案第5号について補足説明を終わります。

- 議長（向後和夫） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第 6 号について、下水道課長、登壇してください。

(下水道課長 佐藤邦雄 登壇)

- 下水道課長(佐藤邦雄) 議案第 6 号、工事委託契約の締結について補足説明を申し上げます。

本議案は、旭市公共下水道施設旭中央污水ポンプ場等の建設工事の委託契約について、議会の議決をお願いするものであります。

それでは、議案内容についてご説明申し上げます。

1 点目の名称は、旭市中央污水ポンプ場等の建設工事の委託契約であります。

2 点目の契約の方法は、随意契約であります。

3 点目の契約の金額は、7 億7,630万円であります。

4 点目の契約の相手方は、千葉市美浜区磯辺八丁目24番 1 号、財団法人千葉県下水道公社理事長、谷藤武美であります。

次に、契約の内容について申し上げます。

まず、契約の手法としては、事業費、事業年度、整備施設の概要等を定め、これを基本協定として契約締結することとなります。

建設年度は、平成21年度から平成23年度までの 3 か年であります。

工事の内容は、現事業認可の目標年度である平成23年度末に供用開始区域の拡大等により汚水流入量の増加が見込まれるため、これに必要な中央污水ポンプ場の土木・建築、機械・電気設備及び流入渠・流出渠等の工事を行うものであります。

平成21年度から平成23年度までの年度別事業費につきましては、平成21年度は 1 億6,857 万円、平成22年度は 3 億6,283万円、平成23年度は 2 億4,490万円を見込んでおります。

なお、年度別契約については、それぞれの年度ごとに実施協定を締結することになります。

今後のスケジュールにつきましては、本議会において議決をいただいた後に、財団法人千葉県下水道公社と平成21年度の実施協定を締結することとしております。その後、財団法人千葉県下水道公社において、入札手続きが行われることになります。

工事着手の時期としては、9月下旬から10月初旬ごろになるかと思われます。

以上で、議案第 6 号の補足説明を終わらせていただきます。

- 議長(向後和夫) 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 8 号について、秘書広報課長、登壇してください。

(秘書広報課長 米本壽一 登壇)

○秘書広報課長（米本壽一） 議案第 8 号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市には現在、人権擁護委員が10名おりますが、このうち 1 名が 9 月30日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

推薦したい方は、旭市萬力2447番地 4 にお住まいの鈴木節夫氏、昭和20年10月 9 日生まれの方であります。

鈴木節夫氏は、ちばみどり農業協同組合の代表理事組合長を務めてこられるなど、温厚誠実な人柄で、地域での信望も大変厚く、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものであります。

なお、人権擁護委員法第 7 条第 1 項の規定による「委員の欠格条項」については、該当する事項はありません。また、委員の任期は 3 年でございます。

以上で、議案第 8 号の補足説明を終わります。

○議長（向後和夫） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第 1 号、報告第 2 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 報告第 1 号及び報告第 2 号についてご説明申し上げます。

報告第 1 号は、平成20年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

本計算書は、一般会計の平成20年度 3 月補正予算において、繰越明許費として設定した事業について翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告するものであります。

それでは、繰越明許費繰越計算書をご覧いただきたいと思います。

繰り越した事業は、全部で17事業あります。

まず、2 款 1 項総務管理費の防犯対策事務費は、平成20年度の国の第二次補正予算関連事業で、防犯パトロール車 2 台の購入費358万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は 6 月を予定しております。

また、同じ総務管理費の定額給付金給付事業につきましても国の第二次補正予算関連で、定額給付金の給付等に係る経費11億263万71円を繰り越したもので、事業の完了は最終的に

10月になるものと考えております。

3款3項児童福祉費の子育て応援特別手当給付事業につきましても国の第二次補正予算関連で、子育て応援特別手当給付等に係る経費4,402万4,363円を繰り越したもので、事業の完了は10月を予定しております。

6款1項農業費の経営構造対策事業は、複合経営促進施設等の建設工事費8,406万6,000円について、事業予定地である、ほ場整備事業の事務手続き等が遅れたため繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

また、同じ農業費の畜産環境総合整備統合事業は、ふん尿浄化施設の建設工事費等9,215万4,000円について、建設予定地の周辺住民への説明に時間を要したため繰り越したもので、事業の完了は10月を予定しております。

また、同じ農業費のバイオマスの環づくり推進事業は、ふん尿浄化施設設置補助金2,030万6,500円について、建設予定地の埋設物の処理に不測の日数を要したため繰り越したもので、事業は4月に完了しております。

7款1項商工費の商業活性化推進事業は、国の第二次補正予算関連で、プレミアム商品券発行に係る補助金3,000万円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

8款2項道路橋梁費の旭中央病院アクセス道整備事業は、用地購入費、補償費など2億333万8,570円について、地権者等の交渉に不測の日数を要したため繰り越したもので、事業の完了は9月中旬を予定しております。

また、同じ道路橋梁費の南堀之内バイパス整備事業、これは国の第二次補正予算関連でございます。市道の南堀之内遊正線の北側への延伸にかかります調査測量費2,450万円を繰り越したもので、事業の完了は平成22年3月を予定しております。

また、同じ道路橋梁費の防衛施設周辺民生安定事業は、用地購入費、補償費など8,220万8,420円について、道路中心線を変更したことに伴いまして、用地測量に不測の日数を要したため繰り越したもので、事業の完了は平成22年2月を予定しております。

8款3項都市計画費の街路整備事業（谷丁場遊正線）でございますが、用地購入費、補償費など1億5,624万4,786円について、補償物件の移転先確保に不測の日数を要したため繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

同じく都市計画費の旭駅前広場等整備事業は、国の第二次補正予算関連で、県で進めております旭駅前広場の整備と併せ、駅の東側部分の用地購入費と工事費など1億351万9,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成22年3月を予定しております。

同じく都市計画費の（仮称）下宿ふれあい公園整備事業につきましても国の第二次補正予算関連で、公園整備工事費など1億5,235万410円を繰り越したもので、事業の完了は平成22年3月を予定しております。

8款4項住宅費の安全安心な暮らしづくり事業につきましても国の第二次補正予算関連で、市営住宅の改修と雇用促進住宅の取得など1億7,000万円を繰り越したもので、事業の完了は平成22年3月を予定しております。

10款2項小学校費の中央小学校改築事業は、設計委託料など945万円について、建築確認申請等、関係機関との事前協議に不測の日数を要したため繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

同じく小学校費の矢指小学校改築事業は、設計委託料など5,185万7,000円について、用地と補償費の交渉に不測の日数を要したため繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

10款3項中学校費、第二中学校改築事業は、工事費など7,102万2,000円について、用地の拡張に伴い屋外運動場と部室棟の配置について設計の見直しを行ったことで、工事の着手が遅れたため繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

なお、各事業の財源内訳でございますが、表のとおりとなっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

続いて、報告第2号、平成20年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

本計算書は、一般会計の平成20年度予算の事業について、翌年度へ事故繰越ししたもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

それでは、繰越計算書をご覧ください。

8款2項道路橋梁費の道路新設改良事業は、三川地先の道路排水整備工事費504万1,050円について、工事箇所の用地確保に不測の日数を要したため繰り越したもので、事業の完了は6月を予定しております。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（向後和夫） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 佐藤邦雄 登壇）

- 下水道課長（佐藤邦雄） 報告第 3 号、平成20年度旭市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

本計算書は、下水道事業特別会計において平成20年度 3 月補正により、繰越明許費として設定した事業について翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告するものであります。

繰り越した事業は、2 款 2 項工事費の下水道建設事業で、処理場等整備委託料3,500万円を工事期間の延長により繰り越したもので、工事は 6 月30日に完了する予定であります。

以上で、報告第 3 号の説明を終わります。

- 議長（向後和夫） 下水道課長の説明は終わりました。

報告第 4 号、報告第 5 号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

- 病院経理課長（鈴木清武） それでは、報告第 4 号及び報告第 5 号について補足説明をさせていただきます。

まず第 1 に、報告第 4 号は、旭市病院事業会計継続費繰越計算書についてであります。

これは、平成20年、21年、22年度の継続事業である再整備事業新本館建設工事の20年度予算額 1 億6,380万円のうち1,638万円を21年度へ繰り越すものであります。

続きまして、報告第 5 号です。

報告第 5 号は、旭市病院事業会計予算繰越計算書についてであります。

これは、平成20年度建設改良費であります放射線治療施設事業に係る工事費の予算額 3 億 3,043万5,000円のうち 1 億3,143万3,079円を21年度へ繰り越すものであります。

また、同じく20年度建設改良費であります放射線治療システムに係る器具備品の予算額 2 億5,200万円全額を21年度へ繰り越すものであります。

続きまして、20年度建設改良費であります文書管理システムに係る開発費の予算額4,381万4,400円全額、更に、平成20年度建設改良費であります透析通信システムにかかる器具備品等の予算額4,515万円全額を21年度へ繰り越すものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（向後和夫） 病院経理課長の説明は終わりました。

報告第 6 号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 神原房雄 登壇）

- 商工観光課長（神原房雄） 報告第 6 号、旭市土地開発公社の事業経営状況について報告い

たします。

初めに、平成20年度の事業報告及び決算について説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

旭市土地開発公社の平成20年度の事業は、1 点目の総括事項に記載のとおり、いずれも旭市からの受託事業にかかわるものであります。

一つは、公有地先行取得事業として取得した扇屋ジャスコ旭南店跡地に係る借入金利息を原価に計上いたしました。

二つ目は、都市計画公園「5・5・1号旭文化の杜公園」用地取得事業における所有地の一部1,310.10平方メートルを処分し、当該事業にかかわる借入金の一部を償還しました。

三つ目は、都市計画公園「4・5・1号袋公園」用地取得事業における所有地959.78平方メートルをすべて処分し、当該事業にかかわる借入金全額を償還しました。

2 点目の経理状況を申し上げます。

収益的収支については、収益合計で3,598万6,014円、費用合計は3,764万4,578円となり、当年度の純損失は165万8,564円となりました。

また、資本的収支につきましては、資本的収入が230万6,106円、資本的支出は3,716万8,120円となりました。

2 ページをお願いいたします。

3 点目の行政官庁認可事項につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく手続きであり、4 点目は、理事会に関する事項を記載したものであります。

続いて、3 ページは、平成20年度の損益計算書であります。

費用及び収益の金額につきましては、先ほど収益的収支で説明したとおりでありまして、収益的収入及び支出の明細、6 ページから 8 ページに記載しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

次に、4 ページをお開きください。

平成21年 3 月31日現在の貸借対照表であります。

左側、資産の部、流動資産で 8 億1,299万6,398円、固定資産で157万2,358円、合計 8 億1,456万8,756円となりました。

右側の負債及び資本の部につきましては、固定負債で 6 億9,517万3,311円、資本金は旭市の全額出資で500万円、準備金といたしましては、特別積立金で6,715万3,943円、前期繰越準備金で4,890万66円、当期の純損失につきましては165万8,564円で、合計 8 億1,456万

8,756円となりました。

次の5ページは、平成21年3月31日現在の財産目録でございます。

資産総額8億1,456万8,756円に対しまして、負債は6億9,517万3,311円となり、差し引きの正味財産につきましては1億1,939万5,445円となりました。

次の6ページから13ページは、決算資料の明細書でございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、少し飛びますが、15ページをお開きください。

平成21年度の事業計画でございます。

前年度と同様に旭市からの受託事業でございまして、上から順に申し上げます。

1行目は、公有地先行取得事業に伴う支払利息を計上したものでございます。

2行目は、都市計画公園「5・5・1号旭文化の杜公園」用地取得事業において、所有する土地の一部を旭市へ売却し、新たに用地の先行取得を予定するものでございます。

3行目、4行目につきましては、都市計画道路「3・4・19号谷丁場遊正線」事業用地を旭市へ売却し、また新たに用地の先行取得を予定するものでございます。

5行目は、都市計画公園「4・5・1号袋公園」にかかわる用地の先行取得を予定するものでございます。

16ページをお開きください。

平成21年度の予算でございます。

第2条収益的収入及び支出から説明いたします。

収入のうち、1款1項公有用地取得事業収益については、先ほどの事業計画でご説明いたしましたが、旭文化の杜公園及び谷丁場遊正線用地の売却収益として1億6,076万2,000円を予定いたしました。

2項補助金等収益は、旭市からの営業費等の補助金で100万円を計上し、1款事業収益の合計を1億6,176万2,000円と予定しました。

2款事業外収益は12万2,000円を予定し、収入合計を1億6,188万4,000円といたしました。

支出につきましては、1款1項公有用地取得事業原価は、収入の部でご説明いたしました旭文化の杜公園及び谷丁場遊正線用地の売却原価1億6,076万2,000円を計上しました。

2款1項販売費及び一般管理費は399万6,000円を計上し、支出の合計を1億6,475万8,000円と予定するものであります。

明細につきましては、18ページから20ページの収益的収入及び支出予算明細書に記載して

ございます。後ほどご確認をいただきたいと思います。

次に、17ページをお願いいたします。

第3条は、資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、1款1項の借入金を1億6,071万5,000円と予定しました。

次に、支出の1款1項公有用地取得事業費1億6,116万2,000円につきましては、公有地・扇屋ジャスコ跡地の借入金利息と、旭文化の杜公園事業並びに谷丁場遊正線事業の用地費及び借入金利息、それから袋公園事業の用地費でございます。

次の第2項の償還金1億6,031万5,000円は、「旭文化の杜公園」及び「谷丁場遊正線」の事業用地の売却代金を償還金に充てるものでありまして、資本的支出の合計は3億2,147万7,000円となります。

資本的収入額が支出額に対し不足する額1億6,076万2,000円は、損益勘定留保資金及び繰越準備金で補てんするものであります。

明細については、21ページから22ページの資本的収入及び支出に記載してございます。後ほどご確認をいただきたいと思います。

続いて第4条は、長期借入金の限度額を6億5,300万円と定め、第5条は支出予算の流用について定めております。

次は飛びまして、23ページをお願いいたします。予定損益計算書でございます。

表の右側になりますが、収益合計1億6,188万4,000円に対しまして、左側の費用合計は1億6,475万8,000円となり、差し引き287万4,000円の当期純損失が予定されます。

次は、24ページになります。平成21年度の予定貸借対照表であります。

左側、資産の部、1、流動資産として現金及び預金と公有用地を合わせますと7億6,862万円、2の固定資産を合わせて、資産合計を7億6,985万2,000円と予定しました。

右側、負債及び資本の部は、2の固定負債、長期借入金で6億5,282万4,000円、3の資本金は基本財産で500万円、4の準備金は、特別積立金が6,715万4,000円、前期繰越準備金4,774万8,000円、当期純損失を287万4,000円と見込み、負債及び資本の合計を7億6,985万2,000円と予定いたしました。

最後に25ページをお願いいたします。平成21年度の資金計画でございます。

受入資金を4億2,167万6,000円、支払基金は3億2,547万3,000円を予定し、差し引き9,620万3,000円を翌年度に繰り越す予定でございます。

以上で、報告第6号、旭市土地開発公社の事業経営状況の説明を終わります。

○議長（向後和夫） 商工観光課長の説明は終わりました。

報告第7号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 在田 豊 登壇）

○社会福祉課長（在田 豊） 報告第7号、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況についてご報告いたします。

初めに、20年度の事業報告及び決算状況について申し上げます。決算書の1ページをお開きください。

あさひ健康福祉センターの平成20年度の利用者総数は2万4,872人で、原則無休での営業と、市民への周知がなされてきたことによりまして、当初計画比で12%増の利用をいただきました。

旭市蓼科高原山の家運営につきましては、例年と同様に7月から10月の季節開設といたしました。年間の利用者総数は288人でした。

あさひパークゴルフ場運営事業につきましては、20年4月から指定管理者制度によって運営受託した事業で、7月から営業を開始いたしました。計画を1万人以上上回る2万1,282人の利用をいただきました。

続いて決算状況について申し上げます。3ページをお願いいたします。

収入済額の総額は6,737万943円、支出済額の総額は5,930万2,278円でありまして、収入支出差引額806万8,665円の剰余金が生じております。これはパークゴルフ場運営の精算によるものでして、市の一般会計へ戻入させていただきました。

4ページをお願いいたします。

収入でございますが、1款健康福祉センター事業収益の収入済額は3,364万1,183円でございます。

1項営業収益648万41円は、利用料ほかでございます。

2項営業外収益830万3,638円は、高齢者筋力向上トレーニング事業受託収入ほかでございます。

3項市委託金1,885万7,504円は、福祉センターの指定管理料でございます。

2款山の家事業収益は182万2,530円で、山の家の宿泊料ほかでございます。

3款パークゴルフ場事業収益は1,818万2,232円でございます。

1項営業収益は、利用料収入ほかで1,237万5,601円であり、当初予算に対して79%の増となっております。

2 項営業外収益は、高齢者雇用に対する補助金でございます。

3 項市委託金520万円は、指定管理委託料でございます。

4 款補助金1,372万4,998円は、派遣職員人件費及び山の家運営費に対する市からの補助でございます。

5 ページの支出でございますが、1 款総務費の支出済額1,041万149円は、市から派遣の職員の人件費でございます。

2 款健康福祉センター事業費用の支出済額は3,364万1,183円でございます。

1 項営業費用2,557万7,183円は、人件費、施設の維持管理経費ほかでございます。

2 項営業外費用806万4,000円は、健康増進トレーニング業務の委託料でございます。

3 款山の家事業費用は513万7,379円で、山の家維持管理経費ほかでございます。

4 款パークゴルフ場事業費用の支出済額1,011万3,567円は、臨時職員の賃金及びクラブハウス等の維持管理経費ほかでございます。

なお、収入支出の詳細につきましては、7 ページから18ページの事項別明細書を後ほどご覧いただきたいと思います。

6 ページは役職員に関する事項でございます。

少し飛びまして、19ページは20年度の毎月の利用状況となっております。

20ページは財産目録でございます。

続きまして、平成21年度の事業計画及び予算について申し上げます。

まず、事業計画から申し上げます。23ページをお願いいたします。

あさひ健康福祉センター運営事業につきましては、高齢者の皆さんの健康増進のみならず、誰もが集い憩うことによって地域社会のコミュニティの醸成が図れるような施設づくりに努めてまいります。年間利用者数を2万5,570人と見込んでおります。21年4月から引き続いて、新たな契約によりまして、指定管理者制度による運営を受託いたしました。

旭市蓼科高原山の家運営事業につきましては、利用者を410人と見込み、例年どおり7月から10月までの季節開設により営業いたしますが、今年の営業をもって山の家を廃止する旨、理事会で決定をさせていただいたところです。

あさひパークゴルフ場運営事業につきましては、予算編成時におきましては、2万人の利用者を見込んだところでございますが、計画人数を上回ってくれるものと考えております。

続いて、21年度予算について申し上げます。25ページをお願いいたします。

第1条は総則です。第2条は、予算総額を収入支出それぞれ7,625万5,000円とするもので

す。対前年度比802万3,000円の増となっております。

26ページをお願いいたします。

収入でございますが、1款健康福祉センター事業収益は4,288万9,000円で、対前年度比602万8,000円の増となっております。その主な要因は、2項営業外収益におきまして、健康増進トレーニングを週5日から週6日にしたことによる事業受託料の増、そして3項委託金におきまして、原則無休営業が通年となることによる指定管理料の増でございます。

2款山の家事業収益255万8,000円は、前年度と同額を見込んでおります。

3款パークゴルフ場事業収益は1,396万1,000円で、対前年度比186万7,000円の増でございます。

1項営業収益981万2,000円は、利用料収入で、対前年度比291万8,000円の増となっております。

2項委託金414万9,000円は、市からの指定管理料で、利用料収入の増が見込まれることにより、対前年度比105万1,000円の減となっております。

4款補助金1,684万7,000円は、市派遣職員の人件費及び山の家の運営費で市からの補助金でございます。

支出について申し上げます。27ページをお願いいたします。

1款総務費1,083万9,000円は、市からの派遣職員の人件費です。

2款健康福祉センター事業費用は4,288万9,000円で、対前年度比602万8,000円の増となっております。その主な要因は、1項営業費用において原則無休での営業が通年で行われることによる人件費で442万1,000円の増、2項営業外費用で、健康増進トレーニング事業が週5日から6日に拡大されたことによる委託料160万7,000円の増によるものです。

3款山の家事業費用は756万6,000円を計上いたしました。

4款パークゴルフ場事業費用は1,396万1,000円で、対前年度比186万7,000円の増で、通年営業による賃金ほかの増によるものです。

5款予備費は、前年度と同額の100万円でございます。

収入支出の詳細につきましては、33ページから42ページの説明書を後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、報告第7号、財団法人旭市福祉協会の事業報告を終わります。

○議長（向後和夫） 社会福祉課長の説明は終わりました。

報告第8号について、総務課長、登壇してください。

(総務課長 平野哲也 登壇)

○総務課長(平野哲也) 報告第8号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定を受け、本市では、市の義務に属する損害賠償の額の決定等で100万円未満のものについては、市長において専決処分することができることとされております。

この専決処分については、同条第2項の規定により議会へ報告することになっているため、平成20年度中に専決処分したものについて、今回一括して議会へ報告するものでございます。

それでは、案件ごとにご説明申し上げます。

案件1は、平成20年4月18日、滝郷診療所において処方と異なる薬剤を提供し、その薬剤を服用した患者が加療を要した事故で、同年7月23日に専決しております。

損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下の案件についても同様の記載でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

案件2は、平成20年6月9日、市内二地先での市有自動車の自動車物損事故で、同年7月23日に専決いたしております。

案件3は、平成20年6月4日、市内入野地先での自動車自損事故で、同年7月29日に専決いたしております。

案件4は、平成20年5月15日、市内倉橋地先での自動車自損事故で、同年10月6日に専決いたしております。

案件5は、平成20年8月20日、匝瑳市平木地先での市有車両による植木の損傷事故で、同年10月6日に専決いたしております。

案件6は、平成20年10月19日、スポーツの森公園内での自動車物損事故で、同年11月6日に専決いたしております。

案件7は、平成20年8月25日、クリーンセンター内での市有車両による自動車物損事故で、同年11月13日に専決いたしております。

案件8は、平成20年9月19日、市内塙地先での自動車自損事故で、同年11月27日に専決いたしております。

案件9は、平成20年12月17日、市内高生地先での市有自動車の自動車物損事故で、平成21年3月11日に専決いたしております。

以上でございます。

○議長(向後和夫) 総務課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（向後和夫） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は９日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前１１時５８分

平成 2 1 年旭市議会第 2 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 2 号）

平成 2 1 年 6 月 9 日（火曜日）午前 1 0 時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第 8 号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会請願付託

出席議員（ 2 3 名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	1 0 番	柴 田 徹 也
1 1 番	木 内 欽 市	1 3 番	日 下 昭 治
1 4 番	平 野 浩	1 5 番	林 俊 介
1 6 番	明 智 忠 直	1 7 番	林 一 雄
1 8 番	高 木 武 雄	1 9 番	嶋 田 茂 樹
2 0 番	向 後 和 夫	2 1 番	高 橋 利 彦
2 2 番	林 正一郎	2 4 番	神 子 功
2 6 番	林 一 哉		

欠席議員（ 2 名）

1 2 番 佐久間 茂 樹

2 5 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 忠 良	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	米 本 弥 榮子	病院事務部長	渡 辺 清 一
総 務 課 長	平 野 哲 也	秘書広報課長	米 本 壽 一
企 画 課 長	堀 江 隆 夫	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	野 口 徳 和	市 民 課 長	増 田 富 雄
環 境 課 長	平 野 修 司	保険年金課長	花 香 寛 源
健康管理課長	小長谷 博	社会福祉課長	在 田 豊
高 齢 者 福 祉 課 長	渡 辺 輝 明	商工観光課長	神 原 房 雄
農 水 産 課 長	林 清 明	建 設 課 長	北 村 豪 輔
都市整備課長	伊 藤 恒 男	下 水 道 課 長	佐 藤 邦 雄
会 計 管 理 者	高 山 重 幸	消 防 長	菅 谷 衛 一
水 道 課 長	横 山 秀 喜	庶 務 課 長	浪 川 敏 夫
学校教育課長	平 野 一 男	生涯学習課長	野 口 國 男
国体推進室長	高 野 晃 雄	監 査 委 員 事 務 局 長	林 久 男
農 業 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 浩	国 民 宿 舎 支 配 人	堀 川 茂 博
病院事務次長	石 鍋 秀 和	病院経理課長	鈴 木 清 武

事務局職員出席者

事 務 局 長	加 瀬 寿 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

- 議長（向後和夫） おはようございます。

ただいまの出席議員は23名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 議案質疑

- 議長（向後和夫） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第 8 号までの 8 議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24 番（神子 功） おはようございます。

それでは、議案第 1 号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご質疑申し上げます。

今回の一部改正につきましては、別表の「洗濯機」を「洗濯機及び衣類乾燥機」に改める内容となっております。申すまでもなく、家電リサイクル法につきましては、一般家庭や事業所から排出された、いわゆる特定家庭用機器、家電製品という、エアコン、テレビ、冷蔵庫または冷凍庫、洗濯機、こういうものを有用な部品や材料をリサイクルし廃棄物を減量するとともに、資源の有効活用を推進するための法律でございまして、本来、使い終えた家電製品につきましては、買い替えをする販売店が引き取り、メーカーがリサイクルを行う、こういうことになっているわけであります。今回の条例につきましては、その特定家庭用機器についての項目を増やすというようなことで条例が改正をされるわけでございます。

そこで、今回、家電リサイクル法の改正によりまして新たに衣類乾燥機が対象製品となるための条例の改正でございますけれども、現在、平成20年度の実施状況から見た場合に、洗濯機の持ち込みがどの程度あったのかどうか、また、これまで対象とされていなかったいわ

ゆる衣類乾燥機は廃棄処分を行っていたと思われますが、この条例改正によりましてどのくらいの台数を現在見込んでいるのかどうか、これにつきましてご回答をいただきたいと思います。

- 議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

- 環境課長（平野修司） それでは、お答え申し上げます。

平成20年度の洗濯機の持ち込みの台数でございますけれども、うちのほうで受け付けております台数については、洗濯機は64台でございます。ちなみに冷蔵庫・冷凍庫が102台、テレビが154台、エアコンが8台で、トータルで20年度としては328台、うちのほうで受け付けております。

それから、2点目の衣類乾燥機の関係ですけれども、これについては、法律前は一般廃棄物として処理しておりましたので、データとしてはとっておりません。現場のほうに確認したところ、おおむね10台ぐらいだろうというお話がありましたので、21年度は10台という形で見込んでおります。

以上でございます。

- 議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 議案第2号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定につきましてご質疑申し上げます。

この旭市児童遊園設置条例の一部改正につきましては、ご案内のように、平成17年7月1日に旭市、飯岡町、海上町、干潟町が合併いたしまして条例が施行されました。以来、本条例と同じように毎年条例の一部を改正しているという状況でございます。

ちなみに、17年7月1日以降については、平成18年の3月定例会、これで1件出ております。内容的に、議案第26号で飯岡の横根岡児童遊園がこの条例一部改正になってございますし、平成19年3月議会では議案第25号として飯岡は犬林児童遊園、それから昨年、平成20年の当初予算、これは議案第22号ということで海上地先の幾世児童遊園、これが一部改正とい

うことで、いずれも廃止をし、削除されている。このような状況がございます。

そこで、今回の一部改正の内容につきましては、長禅寺の境内にある野中児童遊園を廃止して、これを条例から削除するという内容のものでございます。

そこで、何点かご質疑申し上げます。

1点目といたしましては、敷地の所有者と、管理は当然これまでは、合併前までは各地元の方々にお世話いただいたということがございますが、合併してからは市が管理をするということで、市はそれぞれ委託をされているようでございます。したがって、敷地の所有者と管理委託先につきまして内容的にお願いしたいと思います。

2点目につきましては、敷地面積はどのくらいであったでしょうか。

3点目、敷地の地代はどういうようにされてきたのかどうか。要は、地代があったのかなのかどうか。

4点目、敷地内には遊具というものは設置をされていたのでしょうか。あれば、そういったものについてご説明をいただきたいと思います。

5番目、現在の状況につきましては、この遊園はどのようになっているかどうか。

6点目、地元からの要望ということもあるし、防犯上は危険だと、子どもが少ないということも加味、併せながら、廃止、削減をしていこうと、削除していこうという内容のものでございますので、この話につきましては地元からいつ要望があったのかどうか、この点につきましてご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、順を追いましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の敷地の所有者でございますが、これは長禅寺でございます。

それから、管理の委託先、これにつきましては、野中区をお願いをしております。

2点目の面積でございますが、我々の台帳によりますと1,000平米ということでございます。

それから、3点目の地代でございますが、これは長禅寺さんから無償で貸与をし、利用をさせていただいておるということでございます。

それから、4点目の遊具でございますけれども、ブランコ、滑り台、低鉄棒、うんてい、それぞれ1基ずつございました。いずれもさび等が発生し、老朽化が進んでおったという状

況でございました。

それから、5点目になりますが、現在の状況でございますけれども、遊具につきましては、地元から早急に撤去をというようなことを要望されておりましたので、6月4日に撤去をさせていただきますして、現在は更地ということでございます。

それから、6番目の廃止要望の時期でございますが、3月25日付で私どもの担当課のほうへちょうだいしております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子議員。

○24番（神子 功） ありがとうございます。

敷地面積につきましては、この「統計あさひ」に全体的な児童遊園の内容が書かれておりますので、これを順を追って17年から見ていけば内容が分かりましたので、これは自分でも確認しておりますので、1,000平米に間違いありません。

それで現在の状況ということで、遊具については老朽化しているということから、地元では早く撤去してほしいということで、6月4日に撤去されたということなんです。そうしますと、この撤去の費用につきましてはどのような対応をされたのかどうか。要は、地元で負担したのか、あるいは行政が管理するという位置づけのもとに撤去費用をお支払いしたのかどうか、また未払いなのかどうか、この状況についてお伺いしたいし、それから、冒頭に申し上げましたように、この一部改正の条例案につきましては、18年、19年、20年、21年ということで、それぞれのいろんな理由はありますけれども、ほぼ似通った形で廃止がされております。そういったことで、いずれもその改正につきましては、条例の改正は3月議会に出ているんです。今回は6月の議会にこの一部改正が出ていると。しかも、21年度の一般会計の当初予算、いわゆる予算的に見ますと、民生費のうち3項3目児童福祉費、これの13節委託料ということで、委託料が104万円、これは二つに分かれておまして、いわゆる児童遊園維持管理委託料84万円、中央児童遊園維持管理委託料、これが20万円、したがって104万円、要は、中央児童遊園は別個の立場だということで、恐らく1件の委託費は2万円ということがうかがえるわけであります。

そうしますと、平成21年度は児童遊園はあらかじめ1か所削減する、いわゆる43か所とする予算措置になっているわけであります。とすれば、条例の一部を改正する議案というものは、当然ながらあらかじめ提出をすることになるわけでございますけれども、この点はどのようにお考えになってきたのかどうか、ご答弁をいただきたいと思います。

- 議長（向後和夫） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず撤去費用の関係でございますけれども、これらにつきましては、市が業者に委託し、撤去をさせていただきました。この費用そのものにつきましては5万7,750円ということでございます。

それから、21年度の管理委託費との関係ということで申し上げますと、確かに条例におきましては44か所の児童公園がございます。それで、そのうち42区のほうへ2万円ずつ委託費をお支払いさせていただいて、通常の維持管理をお願いしております。その44と42のその関係でございますけれども、まず、議員おっしゃられましたように、中央児童公園につきましては別で、43になります。

それからもう一つ、袋第一児童遊園と袋第二児童遊園というのは、これは同一地番の中で隣接して児童遊園が設置されておりますので、これらは一つの児童遊園だという、そういう認識のもとに区のほうへ1か所ということで管理をお願いしておりますので、マイナス2ということで、条例よりも2か所少ない42区へ2万円ずつお願いをし、84万円という、そういう金額になっておるものでございます。

- 議長（向後和夫） 神子功議員。

- 24番（神子 功） そうしますと、私が冒頭に申し上げましたように、平成17年7月1日現在のデータというのはここにあるんですね、「統計あさひ」、17年4月1日。これからずっと推していくと、今、課長が言われましたように、2か所は1か所分だということになりますと計算が合わないんです。これまでずっと一つ一つ減らしていますから、そうなる合わないということがあります、これもまた所管の委員会で聞きますので、その辺はよく調べておいていただければと思います。

以上で終わります。

- 議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 議案第3号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてご質疑申し上げます。

今回の条例改正につきましては、訪問看護のさらなる充実を図るため、飯岡診療所の2階部分に訪問看護ステーション旭こころとくらしのケアセンターを設置するための条例の一部改正というふうに説明がございました。

そこで、お伺いをいたします。

まず1点目ですが、現在あります本院、いわゆる中央病院の訪問看護室とのこの関連性についてはどのように判断したほうがよろしいのでしょうか。

2点目、診療所の2階部分に訪問看護ステーションを設置するということですが、具体的にどういうことをやろうとしているのかどうか。

3点目、ケアセンターを設置する場合の設備維持管理費、これらにつきましてはどうでしょうか。いわゆる、まず人の配置と勤務形態はどうなるのでしょうか。訪問看護といいますと出ていくということになりますけれども、これについては説明がなかったものですから、夜間勤務もあるのか、常駐するのかどうか、これも含めて勤務形態についてお伺いをいたします。さらに、設備的に必要となるものがあるのでしょうか。最後に、維持管理費はどの程度を考えられておりますでしょうか、ご質問をいたします。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、今の質疑に関しまして順次ご答弁を申し上げます。

まず最初、現在ある本院の訪問看護室との関連性でございますが、現在、精神科で訪問看護を行っておりますけれども、これは利用者の地域生活への移行をより進めるために、看護部分を訪問看護ステーションとして分離させ、自立支援の援助を推し進める目的で開設いたします。そのために、看護師は訪問看護ステーションに移りますが、訪問看護室におります作業療法士、精神保健福祉士は、引き続きそれぞれの業務に応じ自立支援のための訓練・訪問を行ってまいります。ということで、訪問看護ステーションと訪問看護室がそれぞれ業務を分けた形での訪問を行うということになります。

具体的にどのようなことをやろうとしているのかということでございますが、現在行っている精神科訪問看護の自立支援の強化を図り、利用者が住みなれた地域での生活が可能のように、24時間連絡体制を含め、安心して生活ができるように援助をいたします。

また、続きまして、ケアセンターを設置する場合の設備維持管理費、最初の人員配置と勤務形態でございしますが、看護師は、管理者を含む看護師5名と事務員1名で計画しておりま

す。また、夜勤はありませんが、常時対応できる24時間連絡体制を届け出る予定でございます。先ほどお話ししましたとおり、分離でございますので、スタッフ数を増やすというか、今おります訪問看護室からの異動と、そして病棟からの異動ということで、新たに人員を増やすということではございません。

設備は必要になるかということでございます。現在、飯岡診療所の2階を利用する計画でございますので、新たにかかる費用といたしましては、訪問で使用する訪問車両ほか、パソコン、事務機などの事務用品、介護保険に係る支援ソフト等の費用でございます。

その意味では、続きまして、維持管理費はどの程度かというところに併せますけれども、訪問看護は、利用者宅に出向き看護サービスを提供いたしますので、人件費ほかは車両関係費が主であり、大きな費用は発生しないと考えております。

その辺の費用関係なんですけれども、減価償却、車の減価償却を除きますと、月間でだいたい30万円程度がランニングコストということでかかるように予想をしております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） そうしますと、現在、中央病院の中にあります訪問看護室等につきましては、関連性を高めながらやられていくという、そういった内容のご回答をいただきました。具体的にはどうなのかということになりますと、自立支援の強化のために今回設置をするんだと、しかも24時間体制でやっていかれるという話ですけれども、夜間勤務はありませんけれども、常勤によって体制を整えるということでございますが、この24時間体制というものにつきましては、自宅待機によって対応するというもののなのか、この辺、もう少し詳しくご説明いただければありがたいと思います。

それから、いわゆる経費の関係でございますけれども、これは本会議でもいろいろありますが、この費用対効果ということをやっぱり常に考えていかなければならないというふうに、そういったふうに考えますが、今回、その飯岡診療所にこれを置くということについては、目的は自立支援の強化ということでございますけれども、ハード的に今回は余りないようでございますけれども、ソフト的にそれをやることによってどういった効果が表れるかということについて、さらに詳しくお伺いをしたいと思います。

なお、この維持管理費につきましては、ランニングコストは月30万円程度でおさまるものかどうか、この辺も含めてご回答いただければと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務次長。

- 病院事務次長（石鍋秀和）　まず最初の24時間の連絡体制でございますが、これは利用者並びに家族の方が電話をした場合には、その看護師、携帯電話を持っていまして、直接つながるシステムになっています。ですから、今5人という看護師を予定しておりますのが、交代でそれぞれの日を持って、利用者の、あるいは家族の方の相談に応じるという体制、これは県のほうに届け出を出して許可になるという形になりますので、これを当初から、やはり利用者及び家族のための安心のためにもやりたいということでございます。

あとステーションについて一部補足説明をさせていただきますけれども、現在の訪問看護の場合は、これは医療機関が標榜するために医師が管理者となります。ですが、訪問看護ステーションは介護保険の中の居宅介護支援事業として位置づけられておりまして、管理者は看護師という形になります。ですから、現在、訪問看護ステーションというのは市内に約3か所ございますけれども、それぞれ管理者は看護師が行っております。

収入的なものを若干お話ししますと、現在の訪問看護ですと、あくまでも診療所、病院の中の1セクションという形になりますので、単価的には1人当たりがだいたい15,000円程度、これが1回の訪問の収入ということになります。ところが、訪問看護ステーションになりますと、先ほど申し上げました24時間の連携体制等の加算項目がつきまして、だいたい18,000円から9,000円と、1件回っただけでも1人当たりの収入は増えていくということになりますので、今後、その辺の安心ということも加味しながら、病院としては大きな費用負担が起きないというような形で運営を図っていききたいと。

また、月々のランニングコストなんですけど、一番大きいのは、介護保険のソフトを導入いたします。ただし、これは現在は、病院としてはサーバーを持たずに、ある保険の中の一部、外部のサーバーを使ってできると、非常にコスト的に安いものがございますので、これを利用して、できるだけ月々の費用は大きくかけない、人件費以外大きくかけないということで運営を考えております。

以上でございます。

- 議長（向後和夫）　神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 議案第4号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご質疑申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、平成21年3月31日を平成24年3月31日に経過措置の延長をしようという内容のものでございます。したがって、簡単にご質疑申し上げますが、今回交付要綱が変わるということになりまして、県でも延長するという方向づけのもとに一部条例が出てまいっております。

そこで、経過措置を延長したことによる助成対象となる人員は何人が、これにつきまして内容的にお示しをいただければありがたいと思います。

以上です。

- 議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） 4月1日現在で申し上げますと、この経過措置による対象の人員は4名ということでございます。

- 議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 議案第5号、財産の取得につきましてご質疑申し上げます。

内容的には、財産の取得については、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台、これを購入するというための契約の内容でございます。今回、今申し上げましたように、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台を取得するための議案につきましては、説明によりますと、そのためにまず9社を指名し、5月25日に入札を行った結果について、予定価格に達しなかった、いわゆる未達だったということで、株式会社モリタ東京営業部との随意契約となったという経過をご説明いただきました。

そこで、3点ほどご質疑申し上げます。

1点目は、今回の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を扱っている業者で、指名競争入札参加の申し込み、申請をしている登録業者というのは何社あるのか。いわゆる専門的な業

者という受け止め方でも結構でございますので、旭市に登録している業者は何社あるのかどうか。

2番目に、そのうち今回指名した9社の中で初めて指名競争入札に加えられた業者というものはあるのかどうか。あれば業者名をお示しいただきたいと思います。

3点目、今回、予定価格に達しなかったとのことでございますが、予定価格は幾らだったのかどうか。

この3点につきましてご質問をいたします。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、お答え申し上げます。

まず最初の1点目、何社登録しているかということでございますが、本案件のポンプ自動車の製造できる業者ということで、11社登録しております。

それと2点目、指名業者の9社でございますけれども、今まで水槽付消防ポンプ自動車の指名競争入札に参加した業者でございまして、新たな業者は含まれておりません。

それと3点目の予定価格でございますが、消費税込みで4,449万600円でございます。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） そうしますと、この今回の入札に係する、製造できる業者は11社、そのうち9社は同様にやってきて、2社は指名されていないということですが、これは市のほうといたしましては公平公正の立場から、経験がなければしょうがないということからしてみれば、それで指名競争入札に入らないと、そういうような状況になりますけれども、その点については今回どのようにお考えになったのかどうか。要は、全く指名したことがないので今回これに絞ったのかどうか。あるいはもう2社については、どのような理由があって指名しなかったのかどうか、お話ができましたら、できる範囲で結構ですので、お願いをしたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 11社中9社の指名ということで、2社が除かれていると。実は9社に選定した理由なんですけれども、関東近県、いわゆる今回納入される場所が千葉県でございますので、その近辺に整備工場がある会社ということで選定させていただきました。残り

の2社は遠方でございましたので、今後の維持管理上どうかというところがありまして、9社に選定したという状況でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） それでは、ちなみに、その整備をする状況が遠方だということですが、日本のどの辺なのかどうか、お答えいただければお願いします。

○議長（向後和夫） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 1社は九州、それからあともう1社は中部と聞いておりました。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第6号、工事委託契約の締結につきましてご質疑申し上げます。

今回の工事委託契約につきましては、旭中央污水ポンプ場等建設工事委託という内容になっておりまして、契約の方法は随意契約、金額的には7億7,630万円ということで、相手方は財団法人の千葉県下水道公社という内容でございます。

そこで、3点ほどお伺いをいたします。

下水道関係の契約といいますのは、これまで今回のように非常に随意契約というものが多いような状況でございます。したがって、その随意契約ではなくて一般競争入札か、あるいは指名競争入札といったものについてできないものかどうか。これはこれまでもほかの議員もご質疑しておりますけれども、また改めてお伺いをさせていただきたいと思うのが1点目です。

2点目ですが、今回のように随意契約を結ぶ場合には、旭市として契約金額の算定根拠というものが当然必要となります。妥当性を追求することが必要であり、今回は旭市としてどのような検討をしてこられたんでしょうか。いわゆる一方的に業者任せなのか、それとも、いろんな工事内容があります。電気、機械設備、土木がありますので、そういったことを十分精査をして、旭市としてもしっかりと、先ほども別の議案でもありますように、予定価格というものについては当然持っていなければいけませんけれども、その点、どのように検

討されてこられたか。

最後に３点目ですが、今回の工事を仮に契約するといたしまして、３か年の工事となるというふうに言われております。平成21年から平成23年までの年度ごとの工事金額それぞれ示されておりますが、この工事金額の根拠につきましてお伺いをいたしたいと思っております。

以上３点、ご質問いたします。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） 質問の順番に順次回答をさせていただきます。

まず１点目でございますが、財団法人千葉県下水道公社と随意契約する理由について回答いたします。

千葉県では、平成４年に千葉県及び県下全市町村の総意により財団法人千葉県下水道公社を設立し、下水道知識の普及啓発、市町村からの公共下水道の設計・工事等の受託といった市町村を支援・代行する機関として、さまざまな業務を行っております。

このように、千葉県下水道公社は、市町村を支援・代行する機関として数多くの工事を手がけており、同公社に工事を委託することにより、工事が速やかに進捗するとともに、工事後においてもさまざまな技術援助が受けやすくなるものと考えております。

また、下水道施設の建設には、土木・建築・機械・電気等の各分野にわたり専門技術職員を配置する必要がありますが、工事期間が平成21年度から平成23年度までの３か年で完了することから、短期間における職員の増員は、効率的な執行体制の上から困難であると考えております。

以上のように、工事が速やかに進捗するとともに、行政改革の観点から、職員の増員が抑えられ、よって、経費縮減が図られることから、千葉県下水道公社に委託するものであります。

なお、下水道事業促進のための支援・代行機関としては、千葉県下水道公社のほかに日本下水道事業団のみであります。終末処理場というような大規模な建設工事については日本下水道事業団に、幹線管渠及び中継ポンプ場の設計・施工等については千葉県下水道公社というような役割分担を考えております。特に千葉県下水道公社は、現在供用開始している市役所敷地内にある暫定マンホールポンプの工事を手がけており、現場状況を熟知しているため最適な委託先と考えております。

２点目でございますが、契約金額の積算根拠としては、国土交通省が定めた下水道用設計

標準歩掛表や、千葉県の積算基準等により設計しており、積算内容の妥当については職員が確認しております。

3点目でございますが、平成21年度から平成23年度までの3か年の工事内容を項目別に申し上げますと、土木・建築工事が平成21から22年度、機械設備工事が平成22から23年度、電気設備工事につきましては、機械設備工事と同様、平成22から23年度に予定しております。

契約金額7億7,630万円の内訳といたしましては、中央污水ポンプ場の土木・建築工事（基礎工・躯体工等）として4億4,100万円、機械設備工事（主ポンプ・脱臭設備等）として1億4,680万円、電気設備工事（電気操作盤・自家発電機設備等）として1億8,850万円を予定しております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） まず、1番目の下水道関係の契約につきましては随意契約が多いということでしたけれども、その説明をいただきました。確かに理想的なお話かも知りませんが、内容的には、お話がありましたように、効率化を図る、それから財政的にもそのほうがいだろうという、そういった内容の趣旨の説明がありました。

2番目と関係するわけですが、国土交通省関係の標準を照らし合わせるとか、積算内容については合っているよということですが、市のほうとしては、どういう根拠を持って、どのぐらいの差があったのか、同じなのか、この辺について積算しているものが当然あると思いますので、その点はどうか再度お伺いをいたしたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） その点につきましては、設計の内容の照査につきましては、残念ながら旭市のそこら辺の職員としてはちょっとできない部分がございます。そういう意味では、金額面の確認ということでそれは確認したところ、適正に処理されていたということでございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） そうしますと、以前、議会でも指摘がありましたけれども、その随意契約というものは、私も申し上げましたが、これは民間ですと、自分たちがいかに安く効率性を持って、企業のために優位性を持つ中であらかじめいろんな情報を集めながらこれだこうという、その骨子は必ず持っているんですよ。それを、じゃ、例えばこの業者に任せる

とすればどのくらいかかるのかな、あるいは2社にお願いしたらどちらが自らの企業とどういうふうにマッチングできるのかな、安くて、しかも早くて安全性があるところをお願いをしているというのが、これは一般的に民間でやられている手法なんです。

したがって、行政でありながらも、それは当然、行政だからできないではなくて、行政だから、なおかつ民間の手法を取り入れながら、行政の中で民間の手法を十分に発揮できるような体制づくりというものはこれまでも必要だったし、これから必要だし、今も必要だということから考えますと、今、2番目に質問させていただいたようなことが、あらかじめ、職員がいらないということではなくて、自分たちで、その標準があるとすれば計算をしてみても、なるほどなと、合っていますよという、そういった検証をしていかなければ注文することはできないじゃないですか。ということをお願いしながら質問させてもらったわけです。

ですから、職員がいらない云々ということについては触れませんが、たとえればまた違った方法で市長を中心にそういった体制を整えていくということはこれからの問題でしょうけれども、今回、質疑ですから、そういったことについて、今のご答弁ですと内部的には検討していなかったということが裏づけられますけれども、その点は再度お伺いいたします。

○議長（向後和夫） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（佐藤邦雄） その点につきましては、残念でございますが、千葉県下水道公社のその技術力を駆使して事業を進めていくことそのものが、今、現状の中で最善のことじゃないかと、私はそういうふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

追加日程 議案第 8 号直接審議（先議）

- 議長（向後和夫） おはかりいたします。議案第 8 号の 1 議案については、人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号については、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第 8 号の討論については、人事案件でありますので、省略して採決いたします。

議案第 8 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第 8 号は同意することに決しました。

日程第 2 常任委員会議案付託

- 議長（向後和夫） 日程第 2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第 5 号の 1 議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 4 号、議案第 7 号の 4 議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第 6 号の 1 議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第 3 号の 1 議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、18日までに審査を終了されますようお願いいたします。

日程第3 常任委員会請願付託

- 議長（向後和夫） 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第1号、請願第2号の2件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

これより請願を付託いたします。

文教福祉常任委員会に請願第1号、請願第2号の2件を付託いたします。

付託いたしました請願は、18日までに審査を終了されますようお願いいたします。

- 議長（向後和夫） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前10時49分

平成 2 1 年旭市議会第 2 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 3 号）

平成 2 1 年 6 月 1 0 日（水曜日）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（ 2 3 名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	1 0 番	柴 田 徹 也
1 1 番	木 内 欽 市	1 3 番	日 下 昭 治
1 4 番	平 野 浩	1 5 番	林 俊 介
1 6 番	明 智 忠 直	1 7 番	林 一 雄
1 8 番	高 木 武 雄	1 9 番	嶋 田 茂 樹
2 0 番	向 後 和 夫	2 1 番	高 橋 利 彦
2 2 番	林 正一郎	2 4 番	神 子 功
2 6 番	林 一 哉		

欠席議員（ 2 名）

1 2 番	佐久間 茂 樹	2 5 番	伊 藤 鐵
-------	---------	-------	-------

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良 副 市 長 増 田 雅 男

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
病院事務部長	渡 辺 清 一	総 務 課 長	平 野 哲 也
秘書広報課長	米 本 壽 一	企 画 課 長	堀 江 隆 夫
財 政 課 長	加 瀬 正 彦	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	増 田 富 雄	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	花 香 寛 源	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 課 長	渡 辺 輝 明
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	林 清 明
建 設 課 長	北 村 豪 輔	都市整備課長	伊 藤 恒 男
下 水 道 課 長	佐 藤 邦 雄	会 計 管 理 者	高 山 重 幸
消 防 長	菅 谷 衛 一	水 道 課 長	横 山 秀 喜
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	平 野 一 男
生涯学習課長	野 口 國 男	国体推進室長	高 野 晃 雄
監 査 委 員 長	林 久 男	農 業 委 員 会 長	伊 藤 浩
事 務 局 宿 舎 人	堀 川 茂 博	農 事 務 局 長	石 鍋 秀 和
支 配 人		病院事務次長	
病院經理課長	鈴 木 清 武		

事務局職員出席者

事 務 局 長	加 瀬 寿 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（向後和夫） おはようございます。

ただいまの出席議員は23名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（向後和夫） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

滑 川 公 英

○議長（向後和夫） 通告順により、滑川公英議員、ご登壇願います。

（8番 滑川公英 登壇）

○8番（滑川公英） おはようございます。

伊藤市長は、今7月で任期満了により市長職を辞退するそうです。旧旭市で合併の旗を振って合併した1市3町の初代市長となり、学童・生徒の安心・安全のため耐震化を推進した伊藤市長、約8年にわたり大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

では、質問に入ります。

第2回旭市定例市議会に一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年9月のリーマンショックにより世界金融危機が勃発いたしました。100年に一度の危機と言われていましたが、昨今の経済指標を見ますと、各国政府の緊急政策により最悪期は脱したが、いまだ安心はできないと言われています。経済が好転しないことには、国も地方も税収不足できゅうきゅうとしています。このような状況下で新型インフルエンザ、海上地区排水問題について質問いたします。

1番目として、新型インフルエンザについて。

豚由来インフルエンザH1N1の感染者が日本では5月2日に確認されました。6月8日現在、日本では患者数が424人、千葉県で10人、兵庫県で199人、世界で73か国、2万5,288人、死亡者139人の統計が出ております。我が旭市でも2人の感染が確認されています。

日本では新型と呼んだことで過剰反応につながったと言われていますが、1として、現在の国の方針はどのようになっているのでしょうか。

2番目として、市長の政務報告の中で新型インフルエンザについて対策が報告されていますが、今までの対応策、市民への周知徹底はどのようになっているのでしょうか。また、保育所、小学校、中学校の対処方法はいかがなものなのでしょうか。

大きい2番目として、合併前から懸案の海上地区排水問題について。

1として、合併協議に2年、合併後4年がたちますが、3月議会でも検討中との答弁でしたが、真剣に6年もかけて検討していたのでしょうか。検討中の案は幾つあってどのような内容なのか、お示し願いたいと思います。

2番目として、伝え聞く飯岡西部への排水は、昨年度、建設経済常任委員会で建設課長は、耕地整理地区を通して親不孝通りのほうへ排水すると25億円からの工事費がかかると発言していましたが、耕地整理地区を利用するとなると、当然、市の負担金も発生します。また、今年の5月には三川西部耕地整理工区が発足し、来年4月には事業採択の予定だそうです。早急に、もし三川西部のほうに排水を流すのであれば、計画を作らなければならない時期に來ています。そのような基本計画は本当にあるのでしょうか。

以上、質問を終わります。次は自席で質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、新型インフルエンザについてお答え申し上げます。

まず、国の方針についてですが、国は強毒性の鳥インフルエンザを想定して「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成しており、「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる」、そして「社会・経済を破綻に至らせない」、以上の2点を主たる目的として、発生の段階に応じて対策を講じていくこととなっております。

今回の新型インフルエンザは、メキシコ等発生国からのすべての入国者に対して飛行機内での検疫等の水際対策を実施しておりましたが、今回のウイルスの特徴を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行う必要があるということから、水際対策等のあり方を見直すこととなったようでございます。

次に、旭市としての対応策、周知徹底ということですが、まず対応策であります、旭市としては、千葉県の対応マニュアルに基づきまして、国内で患者が発生したときに発熱相談センターが保健所に設置されます。発熱症状やインフルエンザ症状のある場合には、まず発熱相談センターに電話で相談し、指示をされた病院等を受診することになっております。

また、県内で患者が発生したときには、感染拡大の防止のために保健所からの指示により、市でも発熱相談センター及び発熱外来を設置することとなっております。

そして、去る6月3日に旭市内で発生が確認されたことを受けまして、直に対策本部会議を設置し、今後の対応策を協議したところでございます。現時点では、弱毒性ということもありまして、一律に自粛要請は行わないこととし、今後の状況に応じ対応することといたしました。

次に、周知徹底についてですが、4月30日に市ホームページに発熱相談センターの開設について掲載しており、6月3日当日には発生の第一報を掲載したところでございます。また、感染予防について、6月1日発行の広報紙に掲載し、ポスターを本庁及び各支所、保健センターに掲示しております。

今後も広報紙、ホームページ、防災無線等を通じ周知を図っていきたいと考えております。

なお、市の対応マニュアルについては現在策定中でございます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、新型インフルエンザの2番目の市としての対応策、周知徹底というご質問の中の社会福祉課が関係しております周知徹底という部分でのご答弁をさせていただきます。

市内すべての保育所及び市が管理する福祉センター等の関連施設へ、国・県からの通知及び市独自の感染予防に関する対応について、その都度通知をしてきたところでございます。

今般の市内在住者の発生を受けまして、6月3日開催の対策本部会議で決定した内容、そしてまた感染予防対策、それを同日にすべての施設へ周知させていただきました。

その周知した内容でございますが、まず1番目としまして、現時点では保育所をはじめとする事業所の臨時休業はしない。それから、手洗いやうがいなどの感染予防を徹底すること。そして、児童をはじめ職員の日々の健康状態の把握及び連絡体制の確認。4番目としまして、施設内の衛生管理の徹底。そして最後に、県からの臨時休業の要請があった場合の施設での対応。以上の5点につきまして周知をさせていただきました。

今後も、国・県からの情報は時を移さず各施設へ提供し、正確な情報収集に基づく冷静な行動による感染防止を図るよう要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、学校教育関係の対応策、周知徹底についてお答えを申し上げます。

市教育委員会といたしましては、文部科学省及び県からの情報を迅速かつ正確に受け取り、また、関係機関との連絡調整を図り、学校へ速やかに情報を提供するなどの確に対応してまいりました。具体的対応といたしましては、まず、児童・生徒に対しては、毎年流行を繰り返す季節型インフルエンザと同様、うがい、手洗い等、またせきエチケットの励行や人ごみの多い場所への外出の自粛等、感染機会を減らすよう指導してまいりました。保護者に対しては、あらかじめ文書により臨時休業の措置を講ずる可能性があるということを周知させ、緊急の連絡先等についてもいま一度確認してまいりました。教職員に対しては、一層の児童・生徒の健康観察に努めるよう周知いたしました。

学校において疑似症患者が出た場合には、直ちに出席停止を行います。また、患者の発生が確認された場合には、県教育委員会からの指示・要請を受け、地理的条件等地域の実情に応じて、臨時休業を行う範囲を検討してまいります。また、急速に多くの患者が発生してしまった際などは、必要に応じ市教育委員会の判断により臨時休業の措置を講ずる場合も考えられます。

臨時休業の措置を講じた場合、休業期間は当初10日間でありましたが、厚生労働省の停留への対応に準じ7日間とすることとなり、その後は1週間ごとに見直すこととし、休業期間中の各学校や教職員の対応、児童・生徒の家庭での過ごし方など具体的対応についても各学校に確認、周知してございます。

今後とも情報収集に努め、状況に変化が見られた場合には適切な対応をとってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、合併前からの懸案の海上地区排水のご質問にお答えします。

合併前から懸案となっている広原南地区及び蛇園南地区の排水については、両地区を併せ

て整備を検討しましたが、事業費が多額となることから現在は別々に検討しております。

広原南地区については、冠水箇所が県道であることから、海匠地域整備センターに整備を要望しております。また、市におきましても、冠水地区の流末となる海匠農業共済組合東側の排水路整備を昨年度より実施しており、整備された排水路を利用した冠水箇所の分水についても、海匠地域整備センターと協議をしているところです。

次に、蛇園南地区についてですが、議員はじめ地元関係者の助言をいただきながら、飯岡西部土地改良事業に絡めて検討しているところです。現時点では、土地改良計画区内を通して海岸へ排水させるルートを検討しています。また、財源につきましても、より有利な補助金で整備できるよう、関係機関と協議をしているところです。

以上です。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） では、新型インフルエンザについてお聞きしたいと思います。

厚生労働省から新型インフルエンザに対するQ & Aが開示されているんですが、3ページくらいになると思うんですが、そのようなことを市としては広報ないし一般家庭に配布するというような予定はあるのでしょうか。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 国のQ & Aについて全家庭にというのは、今のところちょっと考えておりません。市で今、対応マニュアルを作成した段階では、市民にお知らせしたいと考えております。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） では、2番のほうで、新型インフルエンザは弱毒性で、季節性のインフルエンザと近いと言われていますが、この秋冬の流行期に向けての対応、対策というのは、市当局としては考えておるのでしょうか。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） これは国・県と同じように、うちのほうも対応については同じように考えていきたいと思っておりますけれども、ワクチンがきょうの新聞でも4,000万人分作られると報じられておりましたけれども、まず予防接種のほう、小・中学生を優先にというふうな考え方も示されておりますので、できればワクチンの接種の促進などを考えて

いきたいなと、そのように考えております。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 今回のインフルエンザというのは、特に高齢者、1957年以前の方々については何か免疫性があるのではないかとされていますが、特に若い方々については、そのようなことも普通の季節性のインフルエンザと同じように周知徹底して、なるべく免疫を作るような方向でお願いしたいと思います。

それと強毒性の鳥インフルエンザについては、この新型インフルエンザでちょっと手薄になっていると思うんですが、先ほどの答弁でも、政府はその強毒性のほうを、鳥インフルエンザに対する対応を考えていたわけですから、行政としては今後、この季節性ないしは新型、ないしは強毒性の鳥インフルエンザ、このようなことについてどのようにマニュアルを作っていくおつもりなのでしょうか。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 市の行動計画、マニュアルにつきましても、鳥インフルエンザを想定したものを作成したいと考えております。今現在、県の行動計画、対応マニュアルにつきましても、当初、鳥インフルエンザ、国と同じように想定したものを策定しておりましたけれども、今、部分的にいろいろ、発熱外来の設置方法とかその辺も、今の弱毒性に合わせた柔軟な対応マニュアルに県も変わっているようです。ですから、秋冬、これから変異も考えられるということを考えますと、やはり強毒性である鳥インフルエンザの行動計画、対応マニュアルを策定したいと考えております。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） インフルエンザについては、どうもありがとうございました。

蛇園地区等の排水問題なんですけれども、では、3月答弁で検討中と言ったのは、現実には検討していなかったというように考えてよろしいですね。ということは、合併前からの協議があっても約6年間ほとんどしていないと、こういう話で本当によろしいんですかね。

それで、樺の海がなぜ干拓に成功したかというのは、歴史を振り返っているんですか。多分、三川堀をやって、1669年か68年ですね、そのときに失敗しているんですよ。その後、新川の開削をして、それで樺の海が干拓になっているということなので、その辺のことは計画の中では考えておったのでしょうか。計画といえば、もう一つしかないみたいですが。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（北村豪輔） 考えていなかったかということですがけれども、今までに考えたのは、三川畔を拡幅するとか、調整池を設けるとか、国営の放水路に水を流すとか、先ほど言った西部地区に流すとかという形の方法を考えて、一応、どれにしましても多額の工事費を要するために、より安くというふうなことで検討してまいりましたけれども、取りあえず、排水事業というのは補助事業が単独ではないんです。ですから、その有利な補助金で整備できる事業がないかということで関係機関と今いろんな協議をして時間を費やしたというのが経過なんですけれども、当初はまちづくり交付金事業での施工を考えておったんですけれども、22年にまちづくり交付金事業の旭エリアの周辺が終わりますので、それ以降にまちづくり交付金事業で整備をしようかなという考えではおったんですけれども、決して何も考えていなかったということではないので、排水事業についての補助事業がありませんので、その補助事業が何かあるかなということで関係機関と協議しまして、最近になりまして地域活力基盤創造交付金というのが新しくできた事業で、それが、今のところはっきり回答はもらっておりませんけれども、排水だけでも整備になる可能性もあるのかなというような、これからヒアリングがありますけれども、それが採択になれば、まちづくり交付金事業ではなくて、それで排水整備のほうをやれるのかなというような解釈であります。

以上です。

- 議長（向後和夫） 滑川公英議員。
- 8番（滑川公英） 私の私案なんですけれども、新七間川の北側の大正道路付近の水田の海拔はだいたい3.5メートルなんです。事務局に調べてもらったら、三川の親不幸通りのほうへの行くと約6メートル近い。水は高いところから低いところになるのは、これは自然の道理ですから。例えば、まだ海上地区の方々も、なぜ樺の海の、今の八万石のほうに流せないかというのは、計画していたと思うんです。大間手川のしゅんせつとか、それから耕地整理してある高生線の幹線排水路というのもやはり2メートル以上あるわけですから、そういう幹線排水路も何本もあるわけ、少なくとも2本以上あると思います。そういうことで、その辺の利用によって新七間川に排水するということも考えられないわけではないと思います。

また、今のカインズ飯岡店の北側付近の大利根用水の用水路、矢指富浦線ですけれども、あの断面積だと毎秒205リットル送水できるそうです。要するに西側のほうに。

遊水池を作って、緊急時に用水路に強制排水等で早急に住民の不安の解消を図るのが、やはり我々議会、行政の務めだと思います。海上町時代にも、その強制排水用のポンプがあっ

たと聞いておりますが、今、現実にはそのポンプは利用されておるのでしょうか。

今言ったようなことを複合的に合わせていけば、そんなにお金をかけなくても費用対効果の効率が上がるんじゃないかと思うんですが、もう既に6年もやっていないということは、どう考えても、やはり海上地区の住民の皆様が相当欲求不満がたまっているというのは誰が見ても分かることですので、ぜひ早急をお願いしたいと思いますが。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） その早急にということですので、取りあえず、先ほど言いましたように、地域活力基盤創造交付金が採択になれば、今年度実施設計なんかを組みまして、次年度から採択になれば工事のほうを進めたいと思いますので。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） その場合、三川西部のほうにメーンは流して行って、それと国の補助事業があればという、そういうことでよろしいんですか。

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それで結構だと思いますけれども。

（「終わります」の声あり）

○議長（向後和夫） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

伊 藤 房 代

○議長（向後和夫） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（4番 伊藤房代 登壇）

○4番（伊藤房代） 平成21年第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は、大きく分けて4点の質問をさせていただきます。まず1点目、太陽光発電の推進について、2点目、医療・介護の一時金の軽減について、3点目、放課後子どもサポート事業について、4点目、道路の安全について質問いたします。

まず1点目、太陽光発電の推進について。

（1）スクール・ニューディール構想、学校耐震化の早期推進、太陽光パネルをはじめとしたエコ改修、ICT環境の整備、エアコンの設置、校庭の芝生化、学校ビオトープの推進

などを一体的に実施を目指し、エコカー普及促進に3,700億円、ニッポン誰でも省エネ家電、グリーン家電の普及促進に2,950億円の国の予算が組み入れられました。

我が旭市としまして、官公庁から先に設置することができないか質問いたします。例えば各市町役場の屋上に太陽光パネルの設置、各小・中学校の屋上、東総文化会館や東部図書館の所へ設置をすれば自家発電ができ、余った電力は電力会社へ売るとかし、予算の一環として蓄えることができるのではないのでしょうか。また、災害が起こったときの避難所として、なったときには自家発電されているので、停電にもならず、足の不自由な人もエレベーターも使用でき、水洗トイレも動かすこともでき、役に立つのではないのでしょうか。迅速な対応ができないか質問いたします。

また、旭中央病院、老人ホーム等は導入されているのでしょうか、質問いたします。

(2) 各個人の家に対する太陽光発電の補助金はどのように考えているのか質問いたします。

前回は質問いたしましたが、21年度予算201億円となっていて、1家庭当たり21万円から25万円の補助となっております。千葉県では、千葉市、市川市、柏市、市原市、我孫子市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市が実施しているとの答えでした。国の補助制度については、住宅用太陽光発電システムを導入した場合、1キロワット当たり7万円、限度額として70万円とのことで、我が旭市は自給自足の理想的なまちです。電力に対しても、降り注ぐ太陽の恵みを利用しないほうがおかしいのではないのでしょうか。一日も早く実施できないか質問いたします。

2点目、医療・介護の一時金の軽減について。

(1) 介護費用の償還払い方式から受領委任払い方式の導入について質問いたします。

千葉県印西市では5月1日より、介護保険の利用者が住宅改修や福祉用具を購入する際、費用の1割を支払えば済む受領委任払い方式を導入、今までの利用者が費用金額を立て替えるという償還払い方式では、資金面で大変だという声もあり、受領委任払い方式になったと聞いております。

旭市にも、多くの介護用品や福祉用具を必要とする高齢者もいます。また、バリアフリーや手すりをつけなければならない要介護の方もいます。1割の負担であとは受領委任払い方式にすれば、大変に助かるのではないのでしょうか。早目の実施ができないか質問いたします。

(2) 出産育児一時金について。

21年度、3月に予算で成立した出産育児一時金の増額が決まりました。我が旭市におきま

しては、現在38万円（出産事故保険費用3万円を含み）となっております。10月より42万円にとのことですが、現在、出産にかかる費用はそれぞれの病院によって異なりますが、38万円、42万円、45万円という報告がありました。少子化問題が深刻になっている折、少しでも楽に、また安心して子どもを産める制度を作るためにも、出産にかかった費用を全額補助することはできないか質問いたします。

（３）子どもの医療費無料化について。

現在、旭市は、就学前までの子どもについて医療費が自己負担200円、一部無料となっております。しかし、他周辺地域では、特に東京23区では中学3年生まで医療費が無料となっています。多摩地域では、今年の10月から入院費が無料、通院は受診1件当たり200円になるとあります。我が旭市としまして、大事な未来の子どもたちが健康で住みやすい旭市として安心させてやることはできないのでしょうか。せめて小学校6年生まで医療費を無料にできないか質問いたします。

３点目、放課後子どもサポート事業について。

（１）放課後子どもサポート事業に当たる職員を増やすことはできないか質問いたします。

現在実施している放課後サポートについては、専門職員が少ないため父兄が交代で支援しているということで、父兄の負担時間が頻繁で大変だという意見が多く出ています。もう少し軽減をしてほしいとのことで、職員を増やし父兄の負担を軽くすることはできないか質問いたします。

４点目、道路の安全について。

（１）道路にはみ出している木の伐採及び歩道にまで出ている雑草について質問いたします。

萬歳小学校、旭市二の地域の木の枝が通路上にはみ出して、自動車の前方を邪魔していて危ないとの声がありました。また、次に萬歳小学校へ通う途中の歩道にはみ出している雑草が小学生の通学を邪魔して、雨降りとかになると子どもがその雑草をよけて通る為、車道を歩くようになり大変に危ないという声がありました。木の枝、また雑草のことについても個人の家から出ているもので、地域としては協力を訴える以外ありません。危険だという情報を広報で伝えるとか回覧を回すとか、一軒一軒に気づく方法ができないかどうか質問いたします。

（２）通学路の車の進入を制限することはできないか。

萬歳小学校前の道路、旭方面へ向かう車が、押しボタン式信号機のある所をスピードを出

したまま左折する車が多く、大変危険。朝 7 時から 8 時までは通学の時間なので、その時間だけ車の進入を禁止することはできないか質問いたします。

以上で 1 回目の質問を終わります。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境関係ですので、総括的な回答を私のほうからしまして、各分野については担当課のほうで説明をいたしたいと思います。

スクール・ニューディール、全国に約 3 万 5,000 校ある公立学校等に対し、今後 3 年程度で耐震化工事や太陽光発電システム設置、地上波デジタルテレビの導入、IT 環境の整備などを進めていこうというもの、及び官公庁の太陽光発電の推進はできないかという質問でございます。旭市の基本的な説明について答弁いたします。

市の公共施設や学校への太陽光発電システム整備については、旭市総合計画の環境保全対策の充実の中で、省エネルギー・新エネルギーの促進として普及・啓発を進めることとなっております。また、環境基本計画では、省エネ型社会の実現として、省エネルギー設備の普及、地域資源や企業の有する技術活用を図るとし、具体的な取り組みとしては、地域の特徴を生かした新エネルギーの導入促進、学校や公共施設などに小型の風力発電や太陽光発電の導入を検討、新エネルギーに関する情報を提供し、普及・啓発を進めることとなっています。

旭市地球温暖化対策推進実行計画では、温室効果ガスの削減としての取り組みとしては、施設の設計・施工に関する取り組み、省エネ設備の導入として太陽エネルギーや風力等の自然エネルギーの活用を検討となっています。

現在、化石燃料（石油資源等）の枯渇が懸念されている時代にあって、地球温暖化防止問題への対応策として、並行して新エネルギーの導入を含めた新たなまちづくりが重要であると考えております。

今後については、環境基本計画、地球温暖化対策推進実行計画の取り組みの中で、学校や公共施設などに太陽光発電システムのほか、新エネルギーの導入の検討も示されていますので、計画実現に向けて関係各課等への普及・啓発及び情報提供を進めていきます。

次に、2 番目の各個人の家に対する太陽光発電の補助金はどのように考えているかとの質問でございます。

住宅用太陽光発電システムの整備については、発電所のタービンのような大きな設備は必要がなく、太陽の光を利用して発電、貯蓄するもので、発電時に騒音や排出物なども出ませ

ん。また、石油などの化石燃料と比べても太陽の光は無尽蔵にありますので、このような半恒久的とも言える自然エネルギーを使う太陽光発電システムは、環境に大変優しい設備です。議員言われたように、旭市は場所的にもよい地域です。

住宅用太陽光発電システム整備促進については、担当課としては深く認識していますが、3月の議会でもお答えしましたが、現在、住宅用太陽光発電システムの整備補助の希望がある場合は、国の補助制度を利用させていただきたいと考えております。

なお、本市の個人住宅設置に対する市単独補助金については、本市のように財政的な余裕のない市としては、県の動向、近隣の市町の動向や市全体の中での優先順位などを含めて考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、小・中学校における太陽光発電の部分についてお答え申し上げます。

小・中学校における太陽光発電につきましては、文部科学省においてこの4月にスクール・ニューディール構想として、太陽光発電をはじめとしたエコ改修などを、緊急に実施すべき課題として示されたところでございます。

当市では、国の経済危機対策に対応して、太陽光発電を本年度、矢指小学校と第一中学校に設置するよう計画したいと考えております。

矢指小学校につきましては、平成21・22年度に校舎の改築事業を実施予定であり、また第一中学校につきましては、屋内運動場の改築事業を前倒しして本年度実施するよう計画しようとするものですが、これら新しく建設する校舎や屋内運動場に設計段階から太陽光発電を組み込むことで、屋根と一体化した太陽光パネルを設置するよう計画しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、私のほうから2点ご答弁申し上げます。

1点目の太陽光発電の推進についてのうちの庁舎関係でございます。

庁舎をはじめとします各施設につきましては、現有施設の有効活用に取り組む一方、建て替え等についても、いずれは検討しなければならないものと考えております。迅速な対応はできないかということでございますけれども、現在の庁舎等につきましては、建設後相当の

年数が経過し老朽化しているものも多く、現状の施設に太陽光発電の装置等を設置することは、老朽化した建物にさらに負荷をかけてしまうということになるかと考えております。

したがって、先ほどの小・中学校と同じように、太陽光発電につきましては、建て替え等により新たな施設を建設することが生じた段階におきまして、これは設計の段階から検討してまいりたいということで考えております。

次に、大きな4番目の道路の安全についてというところで、通学路の車の進入を制限することはできないかというご質問でございます。

ご質問のありました通学路の車の進入制限についてでございますけれども、この関係は交通の規制に関することでございますので、千葉県公安委員会の所管ということになりまして、旭警察署に打診をしたわけでございますけれども、本道路につきましては、地域住民の生活道路としての利用もあるということで、規制はなかなか難しいのではないかとこの見解でございました。

したがって、今、当面は市単独ででき得る対策ということを建設課と連携して取り組んでまいりたいということで考えております。

以上です。

○議長（向後和夫） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 病院での太陽光発電の導入状況についてお答えいたします。

残念ながら、病院におきまして現段階では実績はございません。なお、ソーラーシステムによる給湯につきましては、院内の脳卒中センターや特別養護老人ホーム、職員寮などで導入した実績がございます。

今回の再整備事業に当たりまして太陽光発電の導入について検討したところでございますが、公営企業としての制約もあり、コストの面から導入を見送ったところでございます。太陽光発電につきましては、地球温暖化防止の観点から導入が求められておりまして、今後の改修等の中で検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 介護費用に係る受領委任払い方式の導入についてお答え申し上げます。

平成20年度における住宅改修及び福祉用具の購入の利用状況を申し上げますと、住宅改修の利用件数は129件、1件当たりの平均給付額は9万2,986円、福祉用具の購入件数は227件、

1件当たりの平均給付額は2万8,535円となっております。

ご指摘の受領委任払い方式の導入につきまして、利用者サイドは負担軽減が図られ利便性が向上するものと考えますが、事業者サイドにつきましては、福祉用具の購入については、指定福祉用具販売事業者が限られるために大きな支障はないと思われます。

しかしながら、住宅改修につきましては、個人経営の大工さんなど数多くの事業者が携わっている関係上、新たに登録申請や受領委任の事務手続きが必要になることをご理解の上で、この方式に登録していただく必要がございます。

そのほかにも、住宅改修を検討される利用者の相談窓口になっていらっしゃるケアマネジャー等への周知を図ることなど、事前準備が必要になると考えております。

つきましては、既に実施している県内の自治体の導入及び運用状況を調査し、その結果を基に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、伊藤議員ご質問の大きな2点目の2番目、出産育児一時金についてお答えいたします。

今年の10月に施行予定の出産育児一時金の引き上げについては、厚生労働省が示した基準は42万円で、その枠を超えて出産費用を全額補助することはできないかというご質問だろうと思います。

ご存じのとおり、旭市は地方交付税の交付団体でございます。まして出産育児一時金となりますと、国が示す金額の範囲内であれば、その3分の2が地方交付税として算入されるわけでございます。そういうことから申し上げますと、いわゆる超えた部分、これは自己財源となります。自己財源のみでの上乗せは、財政逼迫の中、難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、私のほうからは、医療・介護の一時金の軽減についての八、子どもの医療費無料化についてでございますけれども、子どもの医療費無料化について、現状の小学校就学前までを小学校6年生まで拡大できないかとのご質問でございますけれども、乳幼児医療費の助成につきましては、平成20年4月1日から市単独として小学校就学前まで対象者を拡大したところであります。一方、千葉県においては、平成20年12月から補助対象を小学校就学前の乳幼児まで拡大したところでありますが、去る5月27日の知

事の記者会見で、平成22年度に小学生まで拡大したい旨、表明したところであります。

しかしながら、千葉県からの具体的な説明等がなされておらず、財政的な面もありますので、小学校6年生までの助成については、千葉県及び近隣市町の動向に留意しながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、私のほうからは、放課後子どもサポート事業についてお答えをいたします。

放課後子どもサポート事業につきましては、本年4月から、旭中央小学校の4年生から6年生を対象に試行的に実施しております。事業の趣旨は「地域の教育力を活用し、子どもたちの自主的な活動をするための放課後の居場所の提供と、この活動を見守る支援員を置く」であります。現在、児童を見守る支援員として、臨時雇用の支援員1名と、保護者を中心としたボランティア1名の計2名体制で実施し、保護者の方々には月1回程度支援員として協力をお願いしております。

去る5月27日保護者会を開催し、保護者から職場の勤務調整等、ボランティアでの協力にかなり難しい現実があるのご意見は伺っております。本事業は現在試行期間中であり、今後とも保護者等のご意見を伺いながら、課題の改善に努力してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、事業の今後の継続性、拡大等を考えたとき、保護者のご支援は不可欠であると考えられますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、道路の安全についてのご質問にお答えします。

初めに、道路にはみ出している木の伐採についてお答えします。

道路にはみ出している木については、所有者自らが伐採をしてくれるのが一番であると考えております。市におきましても、広報等により伐採のお願いをしているところです。しかし、所有者の事情により伐採ができない場合もあります。その場合には、所有者の承諾を得て市が伐採を行っております。また、国県道については、海匠地域整備センターに対応をお願いしております。

次に、歩道に出ている雑草についてですが、市では、毎年、幹線道路及び通学路・交差点周辺の危険箇所の草刈りを重点的に実施し、通行車両及び歩行者の安全確保に努めていると

ころです。いずれにしても、市民の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、道路の管理を行い、車両の円滑な通行と歩行者の安全確保に努めていきたいと考えております。

次に、道路の安全についての車両の進入制限に関するご質問については、先ほど総務課長より答弁がありましたので、建設課からは交通安全施設の観点からお答えをさせていただきます。

交通安全施設の整備については、警察と協議をしながら実施をしているところです。内容としては、ガードレール・カーブミラーの設置等、ドライバーへの注意を促すための道路標識・区画線の設置、路面表示が主なものであります。

伊藤議員からご指摘のあった萬歳小学校の東側の市道につきましては、現状では交通安全施設の設置が万全とは言えません。通学時の状況を把握し、警察と協議をしながら通学児童の安全確保が図れるよう、状況に合った対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） 1点目の太陽光発電の推進についての部分でございますけれども、例えば東総文化会館や東部図書館についても推進を働きかけてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 東総文化会館、あるいは東部図書館というお話でございますけれども、これはご承知のとおり県立の施設でございますので、機会があればそのようなお話をしたいと思っておりますけれども、当然、国の方針を受けて県自体も検討はされていると思っておりますけれども、機会がありましたらそのようなお話をしたいと思っております。

以上です。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） （1）のところの、例えば今回の中央病院でございますけれども、太陽光発電の推進をされていないということでございますけれども、その辺の検討はいかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 太陽光発電の導入につきまして、具体的に10キロワット程度と

ということで計算をしてみたところでございますけれども、なかなか導入に見合うランニングコストの回収という面で難しかったということでございます。

なお、病院といたしまして、温暖化対策の面から省エネルギー性の向上ということにつきましては取り組んでおりまして、例えば今後導入いたします高効率の熱源といたしましてのヒートポンプ、それから蓄熱方式の空調システム、こういったものを採用いたしまして省エネ性能の向上を図ってまいりたいと、温暖化対策にも資していきたいと、こういうふうと考えております。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） また、老人ホームにおきまして今後、太陽光パネルの導入について推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） これにつきましても、今後、改修工事等予定されてくると思いますので、その中で具体的な検討を行ってきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） やはりいざ災害が起こったとき、防災のまた観点からも、太陽光発電の設置は本当に大変重要なことだと思いますので、ぜひこれから市といたしましても推進に力を入れていただきたいと思います。

また、（2）の各個人の家庭に対する太陽光発電の補助につきましても、国の補助ということでございますけれども、市の補助もあるとかなり個人の負担が軽くなると思いますので、早急に検討していただきたいと思いますが、再度いかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 先ほど答弁の中で、担当部署としては深く考えております。ただし、うちのほうにこの関係で、市民からの問い合わせってほとんどないんです。ということは、制度上は結構知れ渡って、今、新聞等で盛んに、テレビ等でもしていますけれども、旭市の市民にとってはうちのほうはないので、もし検討するということであれば、そういう方々の市民の声というのは結構大きいものですから、もしやるのであれば、そういうふうなものが多ければうちのほうとしては検討したいと思います。

あと環境関係、太陽光発電だけでなく、基本的には地球温暖化のCO₂削減、これが一番大きな問題ですので、一つとしては、このものをつけることによってCO₂の削減はできます。ただ、お金の面で、ご存じのように、ペイできるのが年数が長くなるという形ですので、その部分が一番大きな問題で、その部分ではこういう制度があるということはいいいことだと思っています。一応、うちのほうとしては十分考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、2点目の医療・介護の一時金の軽減についてというところで、（１）の介護費用の償還払い方式から受領委任払い方式の導入についてというところでございますけれども、ぜひとも、住宅改修や福祉用具を購入する際、費用の１割を支払えば済む受領委任払い方式の導入を検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 先ほどもお答えしましたように、利用者の方は問題ないんですけれども、この方式を導入するに当たりまして問題点は、事業者の方、要するに今の償還払いですと、工事が完成しますとその時点で工事代金を事業者の方がいただけることになります。この受領委任払い方式になりますと、その給付費の額を事業者の方が今度はいただくという形になりますので、１か月ないし２か月くらい後になるという形になります。そうしますと、今の事業者の方にとっては、デメリットという言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、利用者の方とはちょっと違いますので、その辺をご理解の上に、さらにその事業者の方がより多く参加していただくというのが、この受領委任払い方式が導入できるかどうかという問題になると思いますので、その辺につきましても、既に実施している市町村がございますので、調査しまして検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） ぜひともお願いしたいと思います。やはり高齢者の方は非常に経済的にも厳しいと思いますので、どうか市のほうでも検討をお願いしたいと思います。

次に、（２）の出産育児一時金について再質問させていただきます。

現在、例えば入院した時間や日にちによっても出産費用が違ふということでございますけれども、また病院によっても違ふということですので、安心して子どもを産める制度を作るためにも、ぜひとも出産にかかった費用を全額補助するということは強く要望いたします。

いかがでしょうか。

- 議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

- 保険年金課長（花香寛源） 伊藤議員の再質問にお答えいたします。

国の基準額を超えての支給は、やはり財政面、ほかの健康保険との関係もありまして、ちょっとやはり難しいという判断をするしかございません。

ただし、参考として申し上げますと、国の方針としましては、今回改正予定の、10月ですけれども、施行予定の42万円につきましては、平成23年3月までの暫定的なものと聞いております。23年4月以降についてはまた見直すということを示唆しているところでありますので、その辺のところでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

- 議長（向後和夫） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時15分

- 議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊藤房代議員の一般質問を行います。

伊藤房代議員。

- 4番（伊藤房代） それでは、3点目の放課後子どもサポート事業について再質問させていただきます。

今後、夏休みについての対応でございますけれども、どのように考えているか質問いたします。

- 議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（平野一男） それでは、夏休みへの対応についてお答えを申し上げたいと思います。

先日開きました保護者との話し合いの中では、早目に保護者の皆様のご予定をお伺いするというをまず1点目としてご報告できるかと思います。2点目と申し上げますのは、再

度、近隣の大学またはボランティア協会等に対してボランティアの要請を図ってまいりたい、このように考えます。それによって、保護者の皆様方の日程に合わせたボランティア活動、さらには多くの市民または大学生等による手助けをいただきながら、この活動を維持・発展させていきたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） 現在、中央小学校で試行的に放課後子どもサポート事業が4月からスタートいたしまして、ちょうど本当に2か月がたちました。これからもずっと続けていただければというふうに思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） 現在、試行で、今、議員おっしゃっていただいたように、2か月と約1週間が過ぎたところでございます。試行で実施して、その成果と課題、これを明らかにしながら考えていきたい、このように現在考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） ぜひとも試行ではなく来年度からまた本格的にやっていただければというふうに思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、4点目の道路の安全についてでございますけれども、（1）の道路にはみ出している木の伐採及び歩道にまで出ている雑草についてでございますけれども、現在、広報等で伝えているということでございますけれども、なかなか浸透していないのではないかなというふうに思いますので、再度チラシなどを作って回覧で回すとかし、また再度広報で伝えるというように徹底していただければというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 6月に1度広報でお知らせしておりますけれども、この後、7月、9月と計3回予定しておりますので、そのような形で知らしめたいと思います。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） 回覧で回すということはいかがでしょう。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 回覧ですと、かなり枚数がありますので、またちょっとそれは相談をして検討したいと思います。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） やはり一軒一軒が気づくということでありまして、やはり回覧が一番よろしいのではないかなと思いますので、広報と回覧と両方で徹底していただければというように思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、（２）の通学路の車の進入を制限することはできないかというところで、現在、スクールゾーンの看板がないので、その辺の設置も要望していただければというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） これにつきましては、担当の学校、教育委員会関係とまた協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） 私も先日、学校、また父兄の皆様から、その左折進入を制限することはできないかということで問い合わせがありまして、朝7時からやはり学校の前で立って見ておりましたところ、本当に何十台も次々とかなりのスピードで出て、左折する車が本当に多かったということで、非常に危ないなということを感じました。またこれからしっかり警察とも、また学校とも、父兄とも連携をとりながら、しっかりと対策を練っていただきたい、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（向後和夫） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

木 内 欽 市

○議長（向後和夫） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（ 11番 木内欽市 登壇 ）

○11番（木内欽市） 11番、木内欽市です。平成21年旭市議会第2回定例会において一般質問を行います。

今、旭市では、伊藤市長の勇退の声明を受けて、同じ市議会議員の中から2名の方々が、そのほかに1名、3名の方々が立候補の準備を進めているようです。それぞれの講演会の討

議資料を見てみますと、よく練りに練られたすばらしい内容となっております。皆さん、五つか六つの大きな項目を掲げておられます。共通して書かれておられるのが、中央病院の公設公営、財政の健全化、産業の振興、安全な住んでよかったまちづくりというような内容です。これはそのまま、今の旭市、将来の旭市、市民が一番望んでいるところだと思われます。

今回、私は、安全なまちづくり、定住自立圏について、少子化対策についての3点について質問いたします。本日は、一般質問、既に2名の方々が質問を終え、また私の後にも2名の方が控えております。質問は簡潔に行いますので、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、通告に従い、順次質問を行います。

まず最初に、安全なまちづくりについて伺います。

一口に安全と言っても、大きなものは、テロに対する安全対策、地震や台風、火災などに対する安全対策、食や医療に対する安全対策、交通安全などいろいろあると思いますが、今回は、安全なまちランキングの算出に用いられる三つの指標、建物火災発生件数、交通事故発生件数、刑法犯認知件数の中から、刑法犯に対する安全対策について伺います。

先日、ある講演会で、旭市は隣の匝瑳市や銚子市と比べて刑法犯の発生件数が際立って多いという話を聞きました。犯罪が多いということは、まちに活気があるということと関係もあると聞きましたが、決して喜ばしいことではありません。これに対する対策はどのようにしておられるのか伺います。

次に、定住自立圏について伺います。

総務省は、今後、我が国の人口が急激に減少することから、地方圏の将来は極めて厳しいものになると予想しています。このような状況を踏まえて、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から3大都市圏への人口流出に歯止めをかけようと打ち出された施策が、定住自立圏構想であります。千葉県では、旭市と館山市が候補地として挙げられました。旭市のその後の取り組みはどのようにしてこられたのか伺います。

最後に、少子化対策について伺います。

少子化対策というと、保育園の整備や子育て支援など、子どもが生まれた後ばかり重要視されがちでしたが、政府は、今年度の追加経済対策の中に婚活予算を新たに計上しました。結婚を促すことで少子化を食い止めようとする方向です。地域の子育てを補助する安心こども基金、地域の婚活事業の支援を盛り込み、前年度の基金1,000億円を大幅に上回る2,500億円を計上し、お見合いイベントを企画するJAや自治体に1,000万円を助成する方針を決めました。このほかに、新たに消費税の1%を少子化対策に回すよう提言したと、けさのテレ

びで放映しておりました。

本市では、いち早く出会いの場創出事業を立ち上げていただきました。実際に活動を始めて間もなく2年になるのですが、19名の委員が熱心にボランティアで活動していただき、また担当職員も非常に熱心で、現在未婚の男女の登録者数は235名を超え、活発に活動しております。少子化対策に待ったなしと小渕担当大臣が言うだけあって、助成額も1,000万円と少なくありません。本市にとって願ってもない制度です。市の対応を伺います。

以上で私の1回目の質問を終わります。再質問については自席で行います。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 今回の議会での答弁は、引退を既に声明しているということで、次の市長さんにいろんな意味で負担をかけるような形になってしまっただけということで控えていたわけでありますけれども、木内議員からの要請もございましたものですから、定住自立圏構想での取り組みについてのみお答えをさせていただきたいと思います。

この定住自立圏構想でありますけれども、昨年の5月、定住自立圏構想研究所から出された問題であります。その当時でありますと、今の旭市では、この定住自立圏構想の中心市としての資格には達しておりませんでしたものですから、その当時はこれに取り組んでいくということができなかったわけであります。その定住自立圏構想というのは、いわゆる昼間と夜の人口の構成を見たときに、いわゆる夜間人口よりも昼間の人口のほうが多い、そういった人の集まる要素を持った市が中心となって、周りの市を巻き込んで、その地域全体で自立をしていけるような、そういったまちづくりをしてください、それが構想であります。

最初の当時では、そういった形というものが今の旭市ではクリアできなかったわけでありますけれども、それが合併前の状態でいいですよということになりました。旧旭市ですと、そのいわゆる昼夜間人口の構成が1を超えるわけです。その要因は何だと言いましたら、もう皆さん方も答弁をしなくても分かっているだろうと思いますけれども、旭市には中央病院がございます。中央病院があるために、その昼間の人口のほうが夜間人口より多いというのが旧旭市でありまして、その最たるものは、この地域の医療圏、それを見ていただいたらもう一目で分かるわけであります。

そういった形で、今、それじゃ、その今の旭市の中だけで認めるよということになりましたものですから、これは県に入っていて、県と相談をしながら、こういった有利な形

があるのかというものを検討させていただいております。

ただ、今、ご案内のように、一次補正、あるいは二次補正でいろんな事業が国のほうから出てまいっております。ですから、そういったものとしっかりとにらみ合わせながら、これに手を挙げて、どれだけ有利なものがあるのか検討しながら進めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（向後和夫） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、安全なまちづくりについての中で、旭市が刑法犯のデータが他市に比べて多いというようなご指摘の中での対策はということでございます。

最初に状況を申し上げさせていただきますと、警察署からの情報によりますと、旭市内における犯罪件数、これは今年の1月から5月まででもう既に400件を超えるということで聞いております。犯罪手口も多種多様ということで、発生場所も広範囲に起きているということのようでございます。犯罪内容で見ますと、車上狙い、あるいは自動車窃盗、自動車そのものが盗まれる、自転車の窃盗が一番多いということで聞いております。

このような状況を踏まえまして市ではどんな対策をしているかということでございますけれども、いろいろやっているわけでございますけれども、市の防犯指導員による防犯パトロール、これを青色回転灯のついた車でパトロールしているわけですが、これは4地区でそれぞれ2名1組になっていただきまして、週に最低でも1回以上は、児童・生徒の下校時間に合わせまして実施をいたしております。また、この青色回転灯のついた車につきましては、現在3台保有しているんですけれども、これは今、これから2台増やしまして、5台にしてさらに充実するということで考えております。

また、このほかにも防犯灯の設置ですとか警察署からの犯罪マップの配布、回覧ですか、こういったものをやっております。それから、自主防犯組織によります活動、そういったものも行っているところでございます。

いずれにいたしましても、市民の生活の安全・安心を脅かす犯罪を減らすために、引き続き市全体で防犯対策、防犯意識の向上、こういったものに取り組んでまいりたいということで考えております。

以上です。

○議長（向後和夫） 企画課長。

○企画課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問の3番目の少子化対策につきましてご回答申し上げます。

今年度の追加経済対策の中で、お見合いイベント等の開催に關しまして国が助成をするという、こういうことにつきましては、実はある新聞記事の中で、既に4月21日、あるいは5月6日、こういう新聞報道があったわけでありまして、我々も注意深く見まして、国も未婚者対策に乗り出したとしまして、未婚や晩婚が進むと少子化対策に拍車がかかる、こういうようなことで、お見合いイベントを運営しますＪＡや自治体に最大、議員ご質問のように1,000万円が国から助成される、こういうことで記事が掲載されておったものであります。

具体的内容につきましては、これまで関係機関、特に国、あるいは県等に問い合わせをしております。まだ要綱等が作成されていないというような回答のみしか承っておりません。今後とも積極的に情報の収集に努めて、積極的な対応を図っていききたい、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、順次再質問を行います。

まず最初に、安全なまちづくりについてでございますが、やはり県内は、ここに今もらってきた資料があるんですが、千葉県内は、平成14年が最高の犯罪件数、ピークでございました。そしてそれからどんどん減ってきて、今は当時から思うと6割以上犯罪件数が減っております。これは何で減ったかという、警察の力だけでは犯罪を防ぐには限界があるということで、ただいま申し上げてお答えいただいたように、防犯パトロール、あるいは市民の力によってこれだけ千葉県は減ってきたということでもあります。

旭市はどうかといいますと、旭市は平成12年がピークでございました。それから減ってきたんですが、19年から20年と1年間に、19年は犯罪件数が919件が20年には1,079件と、164件も、1割以上増えています。そして今年はどうかといいますと、4月現在で対前年比11%犯罪件数が増えています。ですから、このままいくと相当犯罪が増えるということなんです。

そして、これはやはり、さっきも言いましたが、まちが活性している所はどうしても犯罪が増えるということで、これもやむを得ないことではあるんですが、このまま犯罪が増えていきますと、旭市は今現在でも匝瑳市、銚子市から比べて断トツに多いということなので、誰でも安心な所に住みたいというのは願うことでありますので、これ以上増えると、もう、ちょっとあまりよくない。

それで、犯罪の形態も変わっています。昔は例えばこそ泥でも、家の人がいるところこそ泥は急いで逃げました。今は逃げません。その家の人を逆に襲って、今まで日本になかった犯罪

です。これは主に外国人が行う犯罪ですが、新たな犯罪がもう増えてきています。そして、よく漫画とか見ますと、泥棒が唐草模様のふろしきをしょったりだとか、犯罪者がサングラスをかけて野球帽をかぶったりとかありますが、そんな犯罪者は100%いません。ふだんの一般の同じような方々がみんな犯罪者ですから、見分けがつかないんです。

ですから、やはりそれには、先ほど申し上げた、警察の力だけではもう防ぐのは無理だということです、やはり市民の方々にもっと協力をいただかないと、犯罪は旭市の場合は増える一方です。

そこで、防犯パトロールももう2台増やしてくれるということですが、例えばお隣の銚子市などの場合は、この防犯パトロールの方に補助金を出しているんですね、お茶代程度ですが。旭市の場合は全くのボランティアでやっていただいているようですが、そういうことも考えるべきではないのかなと思うので、ちょっとお答えをお願いします。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、再質問ということでお答えします。

先ほどのデータのなもの、確かに木内議員おっしゃるように、私どものほうでもデータを持っておりまして、確かに発生件数が旭警察署管内は19年から20年にかけて増えていると。その中でも特に多いのが窃盗犯罪。これは先ほど木内議員おっしゃいましたように、1,079件のうち812件は窃盗犯と。その窃盗犯の中でもさらに多いのが、件数的には、自転車が盗まれるとかそういったもの、中にはいろいろな特殊、空き巣、そういったものもあるようでございます。何よりも、自主防災組織、市民の力が大きいのではないかとご指摘でございます。これはごもっとものとおりで考えております。

銚子市の例で、ボランティア団体に補助金をということで、私どもも伺っております。確かに銚子市も平成18年度から20年度までの3年間、これについて実施した実績があるようでございます。私どものほうでは、防犯指導員、それから自主防災組織、防犯組織には、お金としては出していませんけれども、先ほど言いましたように、車の提供ですとか防犯パトロール用の帽子、ベスト、こういったものを無償で貸与しているということでございます。

今のところ、その補助金を出すのか出さないのかというところでございますけれども、市民には自主的なパトロールをお願いするわけですが、今の時点では、もう少しボランティアをお願いできればなということ考えております。

以上です。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 本当にボランティアでやっていただければこんなにいいことはないんですがね。ちなみに成田市、浦安市辺りは、その防犯パトロールの青色のやつは市の職員が運転してやっているわけですよ。そうすると、市の職員がやっている市、成田市、浦安市は特別ですけども、市の職員がやらないで市民の方がやっていただけているので、ぜひ感謝の気持ちだけはよろしくやって、またボランティアでやっていただければこれに越したことはないんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、じゃ、どうするかという、そのほかに、これは提案なんですが、例えばよく犯罪者などが逮捕されるケースで、防犯ビデオに映っていてつかまるというケースが随分あります。恐らくこれは防犯ビデオというのは、犯人逮捕にも効果がありますでしょうが、文字どおり防犯、犯罪を防ぐという意味でも、そのカメラがあるだけで相当の抑止力があると思うんです。

例えば旭市の場合だと、国道の入り口と出口、126号線と、それと逆に旧干潟町方面へ行く幹線道路の2か所ぐらいでも防犯ビデオを設置しているならば、例えば犯罪者が犯罪をして車で逃走する場合にそこに映っているわけですから、そうすると、旭市には防犯ビデオが主要道路に設置してあるということであれば、犯罪者の心理としては、そういう危険性のある所で犯罪を犯さないで、よそへ行けばいいというものではないんですが、そういった面では大いに効果があるかなと思うんですが、この件に関してはいかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 防犯カメラを設置すれば抑止力が働くだろうと、これはもう一般論として十分そのような形で我々も認識をしております。防犯カメラの設置につきましては、現在、市役所本庁、あるいは中学校の一部、中央病院等では設置をしておりますけれども、今ご指摘のとおり、道路ですとか、あるいは駅前ですとか、そういった不特定多数が集まる、あるいは通る、そういった所に今つけるというところは、なかなか経費の面もございましてしょうけれども、プライバシーの保護ですとかいろんな問題があろうかと思います。これについては少し勉強させていただきたいなと考えております。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 確かにプライバシーということもあろうかと思いますが、やはり1日2日前、これは外国ですが、犯罪が物すごい多い国で、防犯ビデオを物すごい数設置してあ

って、犯罪防止に努めている所がありました。プライバシーの侵害というんですが、これもその専門家に伺ったら、防犯ビデオ録画中と明記してあれば、これはプライバシーの侵害に全くなならないそうですから、それであればそんなにプライバシーも心配はないのかなと思います。

それと、あるいは各自治体であるとか団地であるとか、市営住宅を含めて、そういう所に設置する場合に、その自治体に多少でも補助をあげるとかということになれば非常にいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） そういった補助制度も作ってはどうかということでございますけれども、もとへ返って申し訳ございませんけれども、私も警察の生活安全課長さん辺りと話をしたときに出的言葉で、旭市というのはやはり、先ほど言われましたように、人が結構集まると。集まるというのは、ちょっと思い浮かべていただければ分かるように、中央病院があり、サンモールがあり、いろいろそういった所があるということで、その犯罪の多いのは、どうしても車上狙いですとかそういった自転車が多いというのは、これは旭市の特色だということで言っておられました。それはなぜかという、郊外型の駐車場という言い方をされました。

これは、一定のきちっと料金を取って警備員がついた駐車場であれば、そういったことはあまり少ないと思うんですけれども、そういった所は全部無料でやって、多数の車、結局そういった所で犯罪が多い。あるいはコンビニですとか、そういった所もどうも多いと。件数の貢献する部分はそういう所がある。

もとに戻りますけれども、そういった不特定の所にまたどう対策をしていくのかというのが、カメラを含めましてこれからの検討課題ということで、勉強してまいりたいと思いますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） そのことは分かりました。

ただ、これは質問じゃありません、次の質問に移りますけれども、やはり私も課長の話を聞きましたところ、そういう単なる車上狙いならいいんです。ただ、それが顔を見られたからといって次の凶悪犯罪になると、こういうのが非常に怖いと。それとやはりこの地区は、

凶悪犯罪も起こりやすい所だと言うんですよ。田園地帯を持っていますので、かえってそういう所は大きな犯罪が起こりやすい所だと、逆にね。そういった面もありますので、ぜひまたお考えをいただきたいと思います。

次に、では、定住自立圏について伺います。

けさの新聞には、やはり総務省が自治体同士の業務や組織を統合しやすくする方針だと。来年度にも地方自治法改正、複数の自治体による共同機関の設置を大幅に認める。そして、市町村合併はせずに地方行政の効率を高める狙いだ、こう出ております。そして、首相の諮問機関であります地方制度調査会は、今月中にも、市町村の合併を推進する平成の大合併の終結を宣言する方向だと、こう出ております。ですから、平成の大合併はもう終結なんです。次は何をするかというと、この定住自立圏構想、こういうのに当然入っていくわけがあります。

ですから、今現在、まだ旭市と館山市だけですが、先ほどの市長の答弁のように、幸いに合併もした、そして昼間人口の多い中央病院があるというおかげで、千葉県で二つしか入っていないんです。この構想は、これはもう本当に旭市にとってはすばらしい構想だと思います。この後、恐らくいろいろな県や国からの交付税や、いろいろなそういう措置がこの定住自立圏ということ、当然これは議会の議決がいるんですが、そして出した場合にはそういうのを受けられるわけですから、ぜひこれはもう、今現在は有利な財源でありますけれども、この一次補正、二次補正と、これは一過性のものですから続くわけではないんですから、この後には当然こういう構想になるわけです。

ですから、総務省はもう自治体間の連携による地方行政の効率化にかじを切るとはっきり出ているんですから、この方向にいきますのが当然予想されるんですから、そのようというお考えで、よろしくお考えをいただきたいと思います。

最後に、少子化対策について伺います。

これは、やはりもう少し強力にアピールを。小淵大臣が大臣発言でもう言っているんですから、衆議院が間もなく解散になるでしょうが、小淵大臣がそのまま少子化大臣をやってくればいいんですが、そういったあれはありませんので、ぜひこれに対しては、小淵大臣はこうも言っているんです。そのほかに消防団活動であるとか青年団活動、農村青年にも手厚い援助をします。たまたま消防団ということが出ましたが、旭市も合併して、団員数1,052名という非常に県下有数の消防団であります。これも総務省の通達で、合併したからといって団員数は減らすなという、それを守ってこの大きな団員数を維持しているわけです。国

の方針にも従っているんです。

ですからそういった意味で、なおかつ、この小淵大臣の諮問機関には、昨年、この婚活という言葉を生み出した山田先生、旭市に来ていただきました。ご講演をいただきました。その先生が今、この小淵大臣の下で諮問機関に入っていて、委員でいるんです。ですから、もう旭市とは関係もできていますし、ぜひこれをつないでいただいて、地元の国会議員ともども直接小淵大臣の所に陳情へ行くと、そういったようなお考えはいかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、この少子化対策の問題でありますけれども、私のほうからお願いをして、木内議員をはじめ出会いコンシェルジュという組織を作っていただいて活動をしていただいております関係で、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

この出会いコンシェルジュでありますけれども、議員の皆さん方にもご報告をさせていただきたいと思いますが、現在、会員同士の結婚が1組、それから会員と会員外の結婚が6組、2年間で7組がまとまりました。今、木内議員から婚活というお話がございましたけれども、まさに婚活というのが非常に大事でありまして、その男性の皆さん方——男性の皆さん方と絞ってしまうと非常に失礼なんですけれども、こういった出会いコンシェルジュで男女の交流を持って、いろんな話をしたりなんかをすることによって、その結婚に対する活動というのが非常に活発になります。その結果でそれだけのカップルが誕生しておるというわけでございまして、本当に結婚をしてもらって子どもさん方をたくさん作ってもらわないと、どんなにいろんな要素を持っているまちであっても、決して元気な要素というものが生まれていかない、それがもう根本でありますから、そんな意味でもこの出会いコンシェルジュの話を職員の結婚式等の場でも常に話をさせていただいております。

そういった形で、これによって非常にまちが明るくもなりますし、元気がついてまいっておるわけありますから、そういった小淵さんが提案をしてくれているようなものも大いにひとつ活用をさせていただきながら、大いにこの組織を広げていきたいな、そんなことを考えております。

今、隣の匝瑳市、あるいは山武市辺りからも視察に来ていただいたりということで、この輪が広がりつつあります。できればこういった輪も大いに広げながら、広い地域でこういった問題にも取り組んでいけたら、そのように思いますし、そういった意味では、こういった問題も含めてこの定住自立圏の構想なんかをきちっと取り組むことによって、といいますよ

りも、中央病院を中心としたまず医療の問題が一番最初だろうと思いますけれども、きちんと取り組むことによって、さらに旭市に人が集まるようになる。そして、旭市にその子どもたちがたくさん誕生するような、そういった要因が生まれていこう、そのように思いますので、次の方にもしっかりとこういった構想をつないでいきたい、そのように思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） わざわざ市長にお答えをいただき、ありがとうございます。

振り返りますと、市長とは、町と市ということで議会は違いましたが、市長も平成7年に初当選、私も町議会議員として平成7年に初当選をさせていただきました。以来、隣同士の議員ということでいろいろ面倒を見ていただきまして、ありがとうございました。

また、合併して、市長は初代市長として、私も議員として出させていただいて、今までの間、毎回質問をさせていただきました。ただいまの答弁でもお分かりのように、いつも誠実にお答えをいただき、また、私のような者の提言を取り入れていただいている政策に盛っていただき、ありがとうございました。質問のときにはいろいろあって、失礼やご無礼な点がありましたことをおわび申し上げます。

どうか今後とも、よき我々のアドバイス、相談相手となって、これからもご指導をいただきたいと思います。

これで私の最後の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（向後和夫） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊 藤 保

○議長（向後和夫） 引き続き一般質問を行います。

続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

(1 番 伊藤 保 登壇)

- 1 番 (伊藤 保) 議席 1 番、伊藤保です。平成21年第 2 回定例会の質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。通告に従いまして質問をいたします。

初めに、過日引退の表明をされました伊藤市長におかれましては、平成14年から合併を挟み約 8 年間の間、市政を展開され、特に合併時には大変なご尽力を尽くされ、合併後の旭市政は千葉県下でも模範となるようになってきました。この業績に敬意を表したいと思います。大変にご苦労さまでした。

早速質問に移らせていただきます。

昨年は、原油が高騰して物価が上がり、地方になくてはならない車のガソリンなど値上がりをし、私たち市民の家計を逼迫し、やっと油の値段が下がったと思ったら、秋にはアメリカのリーマンショックに端を発した世界経済不況で、旭市でも仕事が少なくなっているとの声を最近聞きます。

こういった中で、今年も入学シーズンが終わりましたが、毎年この入学シーズンに父兄からの話は、中学へ上がるときにお金が大変かかる、こういった声があります。

平成18年 9 月に子育て支援で質問をいたしましたが、もう一度伺いたいと思います。

1 点目に、中学入学時の補助について。

中学入学時、家庭で新入生 1 人に対してかかる費用は幾らぐらいなのでしょう。中学 5 校の平均でいいですので、教えていただきたいと思います。

2 点目に、リサイクル本の還元について伺います。

市の図書館の不要となった本は年間どのくらいあるのでしょうか、伺います。

3 点目に、矢指小学校の野外環境、学習施設について伺います。

平成21年度公立学校施設整備費が、5 月29日付で認定内定となりました。安全・安心な学校づくり交付金が矢指小学校に来ておりますが、どのような施設なのでしょう、教えていただきたいと思います。

4 点目に、クールアース・デーについて伺います。

昨年 6 月17日、政府の地球温暖化対策推進本部は、低炭素社会実現の一環として、7 月 7 日を七夕ライトダウンとして、クールアース・デーとしました。七夕の日、わずか 2 時間ぐらいですが、ライトを消すことで、国民に CO₂ 削減に意識を持ってもらおうと始めたものでございます。旭市ではこの取り組みができるのでしょうか、伺います。

以上 4 点について伺います。

なお、再質問は自席で行います。

- 議長（向後和夫） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

- 学校教育課長（平野一男） それでは、中学入学時、家庭で新入生1人にかかる費用についてお答えをしてみたいと存じます。

市内中学校の入学時の入学準備用品といたしましては、共通で購入するものにジャージ、体操服、上履き、これは体育館シューズを兼ねる場合が多いでございます。そしてスクールバッグ、通学用ヘルメット等があり、市内5校の共通購入費用の平均は3万9,389円でございます。そのほか制服、男子生徒についてはおよそ3万円前後、女子生徒につきましては3万5,000円前後と思われます。そのほか自転車その他必要品等の購入を入れますと、中学入学時、家庭で1人に対してかかる費用につきましては、およそ10万円程度の負担となります。

以上が回答でございますが、負担軽減に向けてはさまざまな手だてをとらせていただいているのが現状でございますので、以上でございます。

- 議長（向後和夫） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（野口國男） それでは、生涯学習課のほうから、市の図書館の不要となった本の年間どのくらいあるかというご質問でございます。

不要本、いわゆる除籍でございます。この基準を市の図書館資料除籍要綱により定めてございます。図書を購入いたしましておよそ10年ということで目安を定めておりまして、これに基づきまして、破損、あるいは汚れのひどい図書につきましては、利用価値を失った図書ということで除籍の対象とさせていただいております。

この除籍の扱いといたしましては、図書でございますけれども、過去3か年につきましてその内訳を申し上げたいと思います。

平成18年度ですけれども、18年度はございませんでした。平成19年度ですが、2,481冊、平成20年度につきましては380冊という内訳でございます。

よろしくお願いいたします。

- 議長（向後和夫） 庶務課長。

- 庶務課長（浪川敏夫） それでは、矢指小学校の屋外環境整備事業についてお答え申し上げます。

矢指小学校につきましては、平成21年、22年度に校舎の耐震性の確保を図るため改築事業を実施いたします。同じく21・22年度に、解体する校舎跡地など学校敷地内の整備を予定し

ているところでございます。この中で屋外環境といたしまして、学校ビオトープなど自然環境を体験学習できる施設について計画をしているところでございます。詳しい内容につきましては、これから設計をする中で決定をしていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、4番目のクールアース・デーの関係でございます。

旭市では取り組みはできるのかとのご質問でございます。

先ほど議員言われたように、クールアース・デーは、国が国民と一緒に地球温暖化の防止と地球環境を考えて行動するため、昨年6月の当時の福田康夫首相がクールアース・デーの制定を提唱したものです。地球環境の大切さを国民全体で再認識し、年に1度、家庭や職場における低炭素社会への取り組みを推進するとして、毎年7月7日、七夕の日にこのクールアース・デーを定めております。

クールアース・デーは、電気の消灯による電力消費量——CO₂ですね——の抑制や地球温暖化問題の啓発が目的で、夜間照明の消灯が呼びかけられ、第1回目となる昨年7月7日には、官公庁だけでなく、主な施設として横浜ベイブリッジや、通常時はライトアップされている札幌テレビ塔、札幌時計台、東京タワー、あと通天閣などの観光施設、また、奈良の東大寺、大阪城、熊本城などの歴史的建造物も協力をいただき、時間的には午後8時から10時までの2時間、照明が落とされております。

本市としては、大きな照明を使用した観光施設やタワーなどはありません。市役所として何ができるかということで考えてみますと、通常、市役所、支所等を含めた職務の部屋を8時までに帰っていただいて消灯すると。また、職員や各家庭でもできる範囲での消灯の実施をしていただき、温暖化についての話し合いなどをしていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 再質問をさせていただきます。

現在の家庭環境というのは、核家族化が進んでおります。住宅ローンとか自動車ローン、あるいはもろもろのローンを組んでいる方々が非常に多いという、そういう認識をしております。そうした中で、これだけかかるとぎりぎりの生活であります。その中で、10万円、これが出ると非常に厳しいものがございます。当然、貯蓄とかそういったものも含めて考える

と非常に厳しいものがありますので、そういった中で、ほかの市町村に住んでいる住民も同じような思いをしていると思いますけれども、他の市町村の状況等々を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、再質問をいただいた近隣の他市の状況について述べさせていただきます。

まず、本市ではですが、中学入学時の家庭への負担軽減のために、中学入学者の通学用のヘルメット、これに対して半額の1,200円を、50%を補助させていただいております。また、準要保護児童・生徒の家庭には、入学用品費として2万2,900円の補助をしております。

それでは、近隣の他市の補助状況について申し上げます。

まず、銚子市であります。銚子市は、準要保護生徒の家庭への新入学用品費として本市と同額の補助を行っております。続いて、匝瑳市でございますが、匝瑳市も新入学用品費として準要保護生徒の家庭への補助は本市と同額でございます。そのほか、中学校入学の遠距離通学生徒、これは4キロ以上の自転車通学に限るとのお話でございましたが、1万円の補助がございました。さらに、公共の交通機関利用生徒には定期券の3分の1を補助することでございます。入学者への通学用ヘルメットには1人当たり1,350円、これも50%であるとお話でございますが、1,350円を補助しているとのことでございます。もう1市、香取市でございますが、香取市でも準要保護生徒の家庭への新入学用品費として本市と同額の補助を行い、そのほか自転車の反射材、2個組で110円とお話でございます。これを配布しているとの回答をいただいております。

このように各市において補助内容が異なるわけですが、旭市では、中学校の部活動の大会でありますとか社会科見学等での市バスの利用でありますとか、本市独自の補助としては、義務教育の中での3人目のお子様へは50%、4人目以降は90%の給食費減免を行っているところでございます。また、社会教育施設の学校利用については、減免の申請により使用料、入館料等が無料となっております。中学校入学後においても、家庭への負担を軽減するための措置を講じているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） いろいろ伺いましたけれども、現物支給でもいいと思うんです。先ほ

どヘルメット半額ということでございましたけれども、例えばスクールバッグなどでもいいんです。１個でもいいですからこういうのをやっていますよということがあれば、やはり大きな子育て支援の対策にもなるんじゃないだろうかなと思いますので、この辺のところを検討をぜひしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） ご指摘をいただきました内容につきましては、中学校入学時の家庭への負担軽減に係る要望として真摯に受け止めさせていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○１番（伊藤 保） では、次の質問に移らせていただきます。

リサイクル本の還元ということですが、先ほどお話がありました。20年に380冊ということでございます。これはどのようにしているのでしょうか。焼却処分、または廃棄処分という形になっていると思うんですが、還元はされているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、お答えいたします。

まず、不要本、先ほど申し上げましたように、除籍を決定いたしました図書の取り扱いにつきましてでございますけれども、これは廃棄はしておりません。できるだけ有効活用が図れるよう、努力をさせていただいております。

毎年秋に、11月になりますけれども、リサイクルフェアと題しまして、除籍といたしました図書につきましては、市民の方に無料で提供できるようなイベントも毎年１回開催しているところでございます。このリサイクルフェアですけれども、７日間ということで限定をいたしまして市民会館のほうで開催をして、図書の有効活用が図れるよう努力をさせていただいております。

以上です。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○１番（伊藤 保） 今、リサイクル活用されているということでございますが、ほとんどの

方が知らないような感覚なんです。成田市では、やはり市民に無料で配布しているんですけども、多くの市民がそのリサイクル本を手に変えて大に喜んでいるということですので、これはもう少し周知徹底させていただきたいと思うんです。やはり大事な本ですので、これをしっかりと読んでもらうということが大事になってくるかと思っておりますので、よろしくお願いします。その点はいかがでしょうか、周知徹底のほうは。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） リサイクルフェアですけれども、非常に市民の方に人気がございます。この除籍の図書ほとんどが、図書を愛好する市民の方々に還元をされております。

それで、この啓発ですけれども、一つは、広報あさひ、これはもうもちろんのことですけれども、そのほか、市のホームページにも掲載をさせていただいておりますし、市民館のロビーにつきましては専用のポスターを掲示させて、周知をさせていただいております。

伊藤議員おっしゃるように、まだ周知徹底がされていないんじゃないかなということですが、この点につきましては、今後、できるだけ努力をさせていただきたいと思っておりますけれども、一つは、防災無線等を使うことも一つの手法かなということで考えておりますので、どうぞひとつよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） ぜひ学校等にも生徒等にも周知徹底させていただいて、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

矢指小学校、この先ほどお話がありました。このほかに矢指小学校というのは、ICTの教育実践校でございます。そういった整備の推進というのはぜひしていただきたいと、このように思っているところでございますけれども、学校LANとか校内LANとか地上デジタルテレビの整備、こういったものを早期に具体化すべきと考えているところでございますけれども、旭市としてはどのようにこれは考えているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、旭市のICT環境整備事業等についてのお尋ねでございます。

矢指小学校についてということのようでございますけれども、庶務課といたしましては、

小・中学校20校について今回計画しようとするものがございますので、それについてお答えをさせていただくということで。

ＩＣＴ環境整備事業につきましては、今回、国の補正事業に基づいて、市内小・中学校20校に整備を予定しようと考えております。内容といたしましては、議員がおっしゃっているとおり、地上デジタルテレビ、それと電子黒板、教育用コンピュータと、公務用——教師用といいますか——のコンピュータ並びに校内ＬＡＮ、そのようなものを今回検討させていただいているということでございますけれども、具体的には、今後、市内それぞれの課でいろんな事業がございますので、財政担当課が中心になって取りまとめをし、実施に向けていくと、そのようになると思います。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 教師の技術習得ということで、パソコンなども自前でやっているような話もお聞きしますので、そのところ、教育環境というのをぜひ整えていただきたいと、このように思います。

6月12日がこれは締め切りなんですね、申し込みの。ですので、これは財政課のほうでしっかりと漏れのないようにぜひお願いしたいと、このように思いますけれども、その辺はもう既に済みましたでしょうか。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） お答え申し上げます。

今回の緊急経済対策全般に係ります国の補正に関しましては、すべて各課で情報を得ながら、今、どういうことができるのか、各課に照会を出しております。その取りまとめをした中で検討をして、その後、事業化していくような形になると思います。

確かにこのＩＣＴの関係は、12日が締め切りということで聞いてはおります。各課に対しましては、実は昨日締め切りということで、今回考えられる事業を上げていただくようお願いしてございました。そういう取り組みをしております。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） ぜひひとつ教育環境を整えて、次の旭市を担っていく子どもたちに明るい材料をぜひ提供していただきたいと、このように思います。

次に、クールアース・デーについて質問をいたします。

この旭市では、官公庁に照明施設というのは、ライトアップ等はないということで、一般家庭に、一般市民に啓発活動をもっと積極的に推進していただきたいと、このように思っているわけでございます。

これは昨年単年度の取り組みという形ではありませんので、毎年毎年この7月7日を契機にライトダウンという形をとっていくわけでございますので、その辺の環境省のチラシとか市独自のチラシの配布とかホームページでの啓発など、経費もかからずにできますので、推進のほうをしてみてもいいかと思いますが、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 環境省のチラシとか市独自のチラシ、あとホームページという形ですけれども、昨年、この事業を進めましたけれども、今年について、環境省のチラシについては、来次第、去年も庁内等配布しましたけれども、今回も掲示したいと思っています。それからあと、ホームページでも7月7日ということで載せていきたいと思っています。あともう一つは、市広報、これも7月1日号を予定して広報のほうを頼んでおります。少しでも市民の方に周知していきたいと思っています。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） このクールアース・デーの取り組みとしていろいろ考えられるわけでございますけれども、ノーカーデー運動とか、あるいはノー残業デー、今年はちょっと市長選があるので無理かなとは思いますが、そういった役所のほうでの対応というものも取り組みとしていっているところもあるわけですが、そういった面では、今後、旭市としてはどのように考えているかをお聞きしたいと思います。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 役所の取り組みとしてのノーカーデー、あるいはノー残業デーということでございます。ノー残業デーにつきましてはもう既に実施をいたしております。これは昨年辺りからもうやっているんですけれども、きょうはたまたま水曜日でございますけれども、1週間のうち1回水曜日についてはノー残業デーということで銘打って、各課に庁内LANで毎回流して協力をいただいています。ただ、一概に全部できるということではないんですけれども、そういった形で、水曜日にはそういったものを毎週流して、協力をお願いしますということを既にやっております。

ノーカードでございますが、これはまた職員の通勤の距離等いろいろございますけれども、この辺については、近い所から通う職員については自発的にやっていただければいいのかなということで考えております。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） ぜひこれ大事な一つの市民への啓発運動ということで、私たちが率先してやっていかなくちゃならないものでございますので、ぜひこれを実行していただいて、よろしくをお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（向後和夫） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

神 子 功

○議長（向後和夫） 続いて、神子功議員、ご登壇願います。

（24番 神子 功 登壇）

○24番（神子 功） 24番、神子功でございます。お疲れのところとは存じますが、よろしくお願いいたしたいと存じます。

平成21年旭市議会第2回定例会において一般質問をいたします。

私は今回、行政改革の推進について、旭中央病院についてを質問させていただきます。

初めに、行政改革の推進についてであります。

本市は、平成17年7月1日、1市3町の合併後、行政改革の指針となる旭市行政改革アクションプランを策定し、その計画に基づいて平成17年度から行政改革を推進されており、平成21年度はその最終年度を迎えております。この件につきましては、平成18年12月議会、本年の3月議会でも一般質問をしてきたところであります。

そもそもこの旭市行政改革アクションプランは、地方分権の進展や少子化・高齢化への対応、財政状況の悪化など共通の課題を持つ1市3町が、行財政の効率化、そして行財政能力の向上への早急な対応が求められている中での合併ということを踏まえ、組織のスリム化、事務事業の効率化を進め、財政基盤の強化を目指すために、旭市の行財政全般にわたる総点検を行い、抜本的な改革を実施するために、行財政運営の指針となる計画を策定したというのが趣旨ということで認識をしております。

そこで、行政改革の具体的な項目3点についてお伺いをいたします。

1点目、民間委託の考え方についてお伺いします。

その１、行政としての位置づけについてはどのように考えているか。

その２、民間委託のあるべき姿についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

２点目、職員の人材育成についてであります。

この件につきましては、本年第１回定例会でも一般質問し、努力されているということは伝わってきましたが、人材の育成は一概にできるわけではございません。継続してこつこつやることが大切であり、また組織的には指導者が必要であり、その指導者になるための育成も大変大切になるわけでございます。職員の人材育成について、今後どのように考え対応されていくのかお伺いをいたします。

３点目、施設の有効利用についてお伺いをいたします。

この件につきましても、本年第１回定例会でも一般質問をいたしましたが、現有施設を有効に利用するという事は大切なことであります。施設が無駄なく市民にとって有効に利用されるために、今後どのように取り組まれていくのかお伺いをいたします。

旭中央病院についてお伺いをいたします。

旭中央病院は、昭和28年３月に開院して以来55年を経過し、現在、千葉県東部及び茨城県鹿島地区を含む東南部の12市８町、診療圏人口は100万人の自治体病院として成長を遂げてまいりました。

このような中で、ご案内のように、現在、病院の再整備事業が進められており、一方で、昨年５月に旭中央病院の経営形態等に関する検討委員会が設置され、同年の10月には、検討委員会として公設民営化が望ましいという結果が伊藤市長に報告されました。その後、伊藤市長から議会の全員協議会で検討委員会の報告内容について説明を受けましたが、病院職員には、事業管理者である吉田院長から検討委員会の報告内容について説明をされたと同っております。

その後、病院内部では、病院が公設民営化された場合、職員の処遇はどうなるかということに問題が発生、昨年から今年にかけて、旭中央病院で働く職員の皆さんは、日々多忙の中、不安を抱えて仕事をするという深刻な状態が続いてきたと思います。このことは、旭中央病院にかかっている患者の皆さんやその家族、また、これから病院にかかろうとしている方々や地元旭市民など多くの皆さんにも不安を抱かせたというふうに思っております。

旭中央病院は開院以来、黒字を続けており、現在約300億円をかけて再整備事業が進められておりますが、今後さらに健全経営を維持していくためにはどうしたらよいか、また、職員の皆さんが安心して誇りを持って働くことができ、しかも患者の皆さんが安心して治療が

受けられる医療環境が整えられるよう、全職員が一丸となって英知を結集していく必要があるかと私は考えるものでございます。

そこで、3点お伺いをいたします。

その1、1点目です。病院の基本理念に基づく対応について。

旭中央病院の基本理念は、「すべては患者様のために」ということを掲げております。さらに、11から成る病院の基本方針を定めておりますが、現在、基本理念や基本方針に具体的にどのようなことを行っているかお伺いをいたします。

2番目、管理運営における現状の問題と改善対策についてお伺いをいたします。3点お伺いします。

その1、管理運営の問題点とその改善対策についてお示しをいただきたいと思います。

2点目、業務委託の現状について、どのような作業内容か具体的にお示しをいただきたいと思います。

3点目、昨年10月に1名の方を顧問にされました。今回の一般質問の面談で分かったことですが、その方は既に顧問をやめられたというふうに伺っております。この顧問という立場はどのような役割を持っているのか、また、顧問をどのようにお願いされたのかどうか具体的にお答えいただきたいと思います。

次に、旭中央病院の経営形態等に関する検討委員会についてお伺いいたします。

旭中央病院の経営形態等に関する検討委員会については、今後の位置づけについて、本年第1回定例会でも一般質問したところでございますが、その後、旭中央病院の経営形態等に関する検討委員会については、設置を廃止するということでございます。その経緯についてお伺いし、1回目の質問を終わります。

○議長（向後和夫） 神子功議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 神子功議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私のほうからは、中央病院の経営形態等に関する検討委員会についてお答えをさせていただきたいと思います。

もうこのことは、平成19年12月24日、総務省から、公立病院改革の必要性から平成20年度内に改革プランを作成するよう指示がございました。そのことがまず1点。もう一つは、中央病院を生かしたまちづくりというのが、私の掲げた課題であります。同時に、この地域に

とって、といいますよりも、旭市にとって中央病院のより一層のグレード化というのはもう大きな課題であります。そういった問題を解決するためにどのような取り組みをしたらいいのかということで、議員の皆さん方にも、全員協議会を開いて、そして当時、松山先生のお話を伺って、そういった中で検討委員会の設置を、皆さん方にご了解をいただいていたいただきました。

そういったいろんな課題の中で、その検討委員会のほうからは、公設民営というような問題も出てきたわけでありますけれども、取りあえず3月31日をもって、国のほう、総務省のほうに改革プランを上げました。上げた時点をもって、4月1日にこの検討委員会を解散させていただいたわけでありますけれども、中央病院の問題に関しては、いろいろやってみたいこと、そして国とも相談をしながら進めたいこと、たくさんあるわけでありますけれども、中央病院の内部が混乱をしていたんでは、何をするにしても始まらない、そういったことで取りあえずこの問題は一たん棚上げをさせていただいて、というより、もう総務省への改革プランは上げましたから、その時点で廃止をさせていただいて、そして中央病院の内部でしっかりと中央病院のこれからの課題については検討していただくといいというふうな形で、今のところは静観をさせていただくという方向をとらせていただいております。

国のほうからもいろんな案を示されておるようですから、中央病院をしっかりと整備することとは、この地域にとって、というよりも、医療圏人口100万人、12市8町の皆さん方にとって、これほど大事なことはないわけでありますから、これからも、議員といいますよりも、議会、あるいは市民と一体となって、この旭市の宝である中央病院を大いにひとつ盛り上げていただきたい、そのように考えております。検討委員会は、そういった意味で一たん廃止をさせていただきました。

○議長（向後和夫） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、行政改革の推進についてお答えを申し上げます。

1点目の民間委託の考え方、行政としての位置づけというところで、どのように考えるかということでございますので、最初に状況から申し上げさせていただきます。

これまであさひパークゴルフ場など、指定管理者制度の活用が効果的、効率的な施設について、制度を活用して施設の管理運営を民間に委託してまいりました。また、学校用務員事務など民間委託が効果的、あるいは効率的であると思われる業務についても、民間にこれは委託をしてまいりました。また、本年9月には第一給食センターの調理部門、食器の洗浄、そういった作業部門について民間に委託を予定いたしております。ただし、これは献立です

とか商品の納入、そういった管理部門については今までどおり市が行うということで予定をいたしております。そのほか、幾つかの業務についても検討しているところでございます。

行政としての位置づけということでございますけれども、民間委託につきましては、平成22年度から次期行政改革アクションプラン、これが始まりますので、これは今年度から作成が始まりますので、この中での重要な取り組み事項として、位置づけをして検討してまいりたいということで考えております。

今後は、これまでの実績を検証しながら、いろいろな費用対効果、そういったものを含めながら検討してまいりたいと思います。

それから、2点目の民間委託のあるべき姿をどのように考えるかということで、ちょっと難しいんですけれども、行政改革アクションプランにおきまして積極的に取り組んでいますように、基本的には、民間に委託することが効果的、あるいは効率的な施設、あるいは業務等について、民間委託は進めるべきだということで考えております。

ただ、何が何でも全部民間委託ということではございませんで、実際に利用する市民の視点から見た、そういった部分の検討もしながら、民間委託、そういったものに配慮しながらやっていくことが必要であるということで認識をしております。

いずれにいたしましても、民間委託は行政改革の柱的なものにもなるということでございまして、行政改革推進委員会の皆様方のご意見等も伺いながら、新しい計画の中にまた位置づけてまいりたいということで考えております。

次に、大きい1番の2点目の職員の人材育成ということでございますけれども、今後の取り組みというふうなお話でございますけれども、今年度の取り組みから申し上げさせていただきます。

一つには、人材育成の基本方針の策定というふうなものを今考えております。これらにつきましては、職員に求められる職員像、あるいは人材育成の目的、人材育成の方策等を盛り込んだ方針を早期に策定したいと考えております。これをやるための現在の取り組みでございまして、人材育成基本方針策定の基礎資料とするために、現在、職員アンケートを5月に実施いたしました。これらもいろいろ分析しながら、今、方針の策定に取り組んでいるところでございます。

続きまして、3番目の施設の有効利用ということでございます。今後の取り組みということでございますけれども、経過も申し上げます。

施設の有効利用につきましては、これまで庁舎の狭隘化の解消と支所庁舎の有効活用を主

な目的として進めてまいりました。本年４月には支所の住民室と福祉室が統合されたことから、海上支所をはじめ各支所庁舎の活用について、再度検討する必要が生じております。その中でもまた使用目的が競合する施設の統廃合、こういったものも課題となっていてあります。施設の有効利用につきましては、施設単体で考えるのではなく、庁舎・支所、あるいはほかの施設、そういったものを総合的に検討していく必要があるのかなということで考えております。

いずれにいたしましても、平成22年度から始まります次期行政改革アクションプラン、この策定に当たりまして、この中でそういったことを有効利用を位置づけながら、さらに検討を進めてまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 中央病院についてのご質問のうちのその１、最初の病院の基本方針ということについてお答えいたします。

もう神子議員も11項目の病院の基本方針について熟知されているようでございますので、いちいち読み上げはいたしませんけれども、これは先ほどおっしゃいましたように、昭和28年に病院ができてから、文章にしたのはまたもう少したってからであります。このような「すべては患者様のために」という基本理念のもとに病院運営をしております。私たちは、地域の皆様の健康を守るために常に研さんに努め、医学的にも経済的にも社会的にも適正な模範的医療を提供しますと。その下に11項目、いろいろな項目が書いてあるわけであります。

この基本理念のもとにずっと運営されているかどうかということではありますが、この基本理念は、幹部会議、あるいは管理運営委員会等を通じて下部に周知するわけではありますが、この周知されているかどうかということにつきましても、内部監査、それからISO9001、この国際標準化機構の質マネジメントシステム9001というのがありますが、外部監査でありますけれども、これを３年に１回ずつ更新しておるわけではありますが、これは毎年外部監査が入っておりまして、内部監査を毎年また２回ほど行っております。

それから、もちろんこの中には患者様の満足度調査というのも、外来は毎年、それから入院は２年に１回やっておりますけれども、こういうものも行っているかどうかというようないろんな細かな項目がありまして、こういうことをもちろん行っております。

それから、投書箱、ご意見箱という、これをももちろん設置してありまして、患者さんに必ず原則的にはご返事をする。そして匿名の方の場合は掲示をしたり、そのほかの方法で何

とかご返事すると。このようなことでずっと続けてまいりました。

さらには、医療機能評価機構というのの監査というのもありまして、これも外部監査であります。これは5年に1遍。これをもう既に2回更新しております。ISOにつきましては1回更新しております、そのようなことで、外の目からも、基本方針が本当に守られているかどうかというようなことをしております。

その結果であります、これも公表されてありまして、ホームページにも出てありますし、あちらの医療機能評価機構のほうにも、何と言うんですか、A、B、C、Dという、そういうような形で公表されておるわけでありまして、少なくとも満点ではないことは確かでありまして、まだまだその努力すべき点がたくさんあるんだろうというふうに思っておりますし、それを満点を取るために何とかまた努力しようと、このようなことでやっている最中でございます。

以上、私からお答えいたしました。

続きまして、事務部長のほうからお答えします。

○議長（向後和夫） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） それでは、私からは、中央病院に係りますご質問のうち、院長からお答えした以外の3点についてお答えさせていただきます。

管理運営における問題点と改善対策について、どう取り組んでいるのかというご質問でございますけれども、大きな病院ということで、病院内の意思疎通を十分に図る必要があるということで、先ほど院長からも申し上げたとおりですけれども、病院の管理運営について改善を図るために、毎週月曜日の早朝、院長、副院長、院長補佐、看護部長、各技師長、事務部長等によりまして会議を行っているところでございます。さらに、木曜日には院長・副院長会議を開催して、院内の問題について話し合いを行っているところでございます。

次に、業務委託の現状についてということでございますが、当院の主な業務委託の内容でございますけれども、昨年度より業務を開始いたしましたSPD（院内物流）業務、それから患者給食の配膳の業務、それから清掃業務、警備業務、設備保守業務等、これについて業務委託を行っているところでございます。

それから、最後に、昨年度に行われました松山氏の顧問の役割ということでございますが、松山氏は、昨年の10月から本年3月までの半年間、市長の諮問機関であります経営形態の検討委員会でさまざまな検討を行うために、非常勤の臨時職員として雇用されております。同人には、検討委員会で検討する課題の抽出、それから委員会への提出資料の作成、それから

議事内容の検討など、運営に係るさまざまな業務を行っていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） それでは、再質問させていただきます。

まず、行政改革の推進についてから順を追って質問をいたします。

この件につきましては何度かやってございますので、今回につきましては、22年度以降、新しく策定することからしますと、今までやってきたことについてよかったか悪かったかというその現状把握並びに現状の分析をし、その問題点があるかなかったかということで、対策を含めた問題解決ができたかどうかという一通りのことはやっていかなくちゃいけないと思うんです。今ご説明があったように、その中でも今後やるべきことがあるということでの内容がございました。既にやっていこうとしていくのもあるということですが、要は、ハード的に見えるものについてはかなり有効的にできると思うんですけれども、ソフト面での費用対効果というのはなかなか出てこない。そういったことから今回、一般質問をさせてもらったわけです。いわゆるソフト面での費用対効果が上がる体制づくりが必要ではないかということで、絞って行ったわけです。

今回、特に一番初めの民間委託の考え方については、1点だけ私のほうから提案いたしますので、今、進行形なんですけれども、それについてもう一度見直しを図っていただきたいという点がありますので、よろしくお願いしたいと思います。

今の答弁の中に給食関係のことが言われておりました。アクションプランでも幾つかの中にその内容が載ってございます。やはり給食につきましては、学校教育の一環という立場で、子どもたちの食文化という非常に教育面では大変重要な役割を担う内容ということになっております。そこで、先ほども質問いたしました、行政としてどう考えるか、あるいは民間委託すべきものかどうかということに考え合わせますと、私はこれは、行政が、ある程度お金はかかってもやるべきではないかと、民間に委託するような内容ではないというふうに個人的に思っております。

そういったことを考えますと、市長がよく言われておりました地産地消といいますか、要するに地元の食材を使って給食にもできたらいいなということを考えますと、地元のものが、生産者は地元の人です。多少そのものが高くても、給食に使うことによってその利益を上げれば、税金が納められます。その税金によって給食関係も賄うことができるということになると、それがぐるぐる回れば、市民に直結するような行政運営というのができるんじゃない

かというふうに思うわけでありまして、これは民間に委託して効果があるかないかという問題よりも、行政でやっていくべきではないかというふうに思っている一人です。

そういったことを考えると、効果があるか、あるいは効率性があるかという、それぞれの業務を委託するにしてもそういった点を考え合わせの上、これは民間に、こういう理由だからすべきではないか、必ず数値を出していただいて、数値を基に、これであれば今よりも行政としては助かる。要は、行政というものは、先ほど課長が言われましたように、何でもかんでも出せばいいということになると行政の役割は示されませんので、そういった意味からすると、やはり今申し上げた学校給食というものは、民間委託すべきではないという考えに立ちますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 今、神子議員のほうから、学校給食の民間委託の問題が出ました。これは、すべて学校給食を民間に委託しようという考えは全くありません。栄養士等はきちんと市のほうで持って、市のほうの献立の中で、いわゆる調理の部分だけ民間にお願いをしたい。

といいますのは、もう神子議員もご案内のとおり、学校の給食というのは、夏休みがあったり冬休みがあったり、非常に調理員を雇いづらいところであります。そういったところで民間のそういった活力を生かしてもらって、そのかわり、その献立を作ったり、あるいは材料を仕入れたりという面に関しては、きちんと市のほうでそれを行う。

そういったように、先ほども言いましたように、私は、これから私ももう間もなくですけども、私の一つの願いというのは、旭市には食材なら何でもあるわけですから、それを子どもたちにちょく食べていただきたい、そういった願いを持っていたわけでありますから、これからはそういった面では、次の市長にはぜひその辺を取り上げるように頑張ってもらいたい、そう思っています。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 力強い答弁ありがとうございます。

この民間委託につきましては、今、市長が言われましたように、私も同感です。行政改革につきましては、やっぱり本来であれば、もう4年もたちますから、できるところを手をつけていくということが必要だったところもあると思います。ですから、もう一度全体的に見直しをしていただいて、市長が替わる替わらないということじゃなくて、行政改革をやって

いくんだということは職員は十分熟知しておりますので、副市長も含め、行政上がりの方ですから、含めて、市長が替わろうが替わるまいが、基本方針はみんなで考えて実施をしていくというコミュニケーションを図った上での取り組みをぜひお願いしたいということで、これにつきましては終わりました、次に移ります。

- 議長（向後和夫） 神子議員、一般質問は途中ですが、２時15分まで休憩に入りたいと思います。

休憩 午後 ２時 ０分

再開 午後 ２時 15分

- 議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、神子功議員の一般質問を行います。

神子功議員。

- 24番（神子 功） それでは、行政改革の推進の（２）に移らせていただきます。

職員の人材育成につきましては、ただいま課長のほうから、基本方針の策定ということをもとめるための基礎資料のアンケートの取り組み、いろいろ育成の目的とか、あるいは方針とかということをお考えの上で、現在進行形ということでございます。

ぜひ早目に作っていただいて、まず基本的には、前任者の課長も言っておりましたけれども、新しい人が入ってきましたら、OJT — オン・ザ・ジョブ・トレーニングという、いわゆる職場の中で直接機会あるごとに指導していってみたい、世話焼き活動をしてみたいという、これは民間では基本的になっておりますし、場合によってはお兄さん、お姉さんという形で、１か月、３か月、つきっきりで世話をしたり指導したり、こういったことをやられている企業が多いようでございます。

これはそういった意味では、行政の中に民間の考え方を取り入れる。要は、よく官民一体と言いますけれども、私が官民一体と考えるのは、官の中に民間の考え方を入れる、したがって官民一体というふうに私は思っておりますけれども、そういう中で、年齢的といいますか、職員として入られて数か月、あるいは数年、あるいは幹部になるための指導という、そういった段階がありますけれども、ぜひそういった内容について構築していただきたいと思いますけれども、再度伺いたいと思います。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 人材育成というところの観点からのご質問でございますけれども、先ほど議員のほうから言われましたように、研修、職場内研修、いわゆるOJT、そういったものから始めまして、いろいろな研修をやっております。それに加えて今度は、先ほど申し上げましたように、人材育成基本方針というものを作りまして、その中でまた新たな形での、言葉は同じになっちゃいますが、人材育成につながるようなものを構築していきたいということで今現在考えておりますし、その方針の策定に向けて今一生懸命やっているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 本年3月の一般質問の中では、ただいま質問しております職員の人材育成と、それから職員の給与の体系ということも質問しております。これはアクションプランにも入っておりますけれども。それと並行して、やっぱり市民のお金を職員の方々が給与として生活費として充てるという、そういった観点からしますと、人材育成ということからいたしました場合には、その入ったらもう、いやが応でもその入り口部分はなるべくチェックをしながらいい人材を入れるということは当然なんですけれども、仮に長続きしないとか、あるいは向いていないという方でも、一たん市の職員として入った場合にはそれを育てるといって、育成するという義務がありますので、そういった意味では、やはり評価ができるような体制というものを併せて検討していただきたいと思いますと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 人材育成基本方針、これに基づく、これと関連して人事評価というものをごをどのように考えるかということでございますけれども、今、私どもが念頭に置いておりますのは、この人事評価というのは、なかなかその給与とか昇格等で差をつけるというのは、これは本当に難しい話でございますけれども、今回、我々が念頭に置いておりますのは、そういった人材育成、こういったことで職員の能力アップ、こういったものをどうするかというところに絞りまして、それを結果的に市民サービスの向上というところにつなげていきたいなということで考えております。

人事評価制度というのはなかなか難しいんですけども、そういったものを人材育成基本方針の策定と併せて、どういった形で評価をしていけるかというところをこれから研究してまいりたいということで考えております。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 十分に検討していただきたいと思いますのですが、これは私、何度もこの人事評価につきましては質問をさせていただいています。要は、冒頭に申し上げましたように、そのソフト面というのはなかなかできにくいんです。でも、いつか思い切ったことをやらなければ、これはずっとできないという状況がございますので、見直す時期に見直しをして、それで構築した後に対応していくということで、その辺を十分含めて検討していただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

施設の有効利用につきましては、ただいまご答弁いただきましたが、支所並びに本庁も含めて、施設の全体的な、総合的な検討ということで、場合によっては統廃合があるという、そういう答弁がございました。

私のほうから、前回は、この南にございます南分館の、今現在、子どもたちが親御さんと一緒に楽しく一日過ごしていただいているという、そういった部屋があるわけでございますけれども、これを海上の支所に移したらどうかと、あるいはその海上の支所のわきにある保健センターの所に移したらどうかという議論をしてまいりました。もう少し幅広く考え、ちょっと提案したいと思います。

海上支所には現在、教育委員会が2階に常駐されております。そこを基にして生涯学習、あるいは学校教育、そういう学校関係のキーステーションとして、発信基地としての位置づけを持ちながら、田や畑を見ながら、またスポーツ広場を見ながら、一緒にいい環境のもとに子どもたちのために頑張っていただいている、そういうふうな認識を私は持っております。

そこで、現在、海上支所の状態を見ますと、市の職員の方が、恐らく私がそこに職員として行けといたら、8時間あそこにいられるかどうか、本当にこう考えたときに、お客様は市民ですから、市民も来なければ、さて自分の仕事は何だろうかと探すだけでも大変だなというふうに思います。

したがって、あそこについては、教育委員会を中心とした何かができないかなというふうに考えます。なぜならば、西隣には公民館、図書館があり、そして東隣には保健センター、健康増進センターがございます。したがって、教育委員会を中心とした、3階は議会で使っ

ておりましたけれども、1階については、そういう文化・芸術等に触れる機会、市民の方々が有効にあそこで学べるとか、経験をしたことを生かせるとか、あるいは経験をしてみたいこととかというような、そういった施設にしたらどうかというふうに思っておりますけれども、22年度から始まるアクションプランの中に、その総合的な見地からそういったことも検討していただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 海上支所につきましては、確かに1階の部分は私も見ましたが、特に東側半分くらいはもう、ほぼ空いているような状況ということで、今、貴重なご意見をいただきました。

いずれにいたしましても、全体的に、旧1市3町が合併した中で、施設が、今7万人すれば、職員も減らしておりますし、だんだん空いている状況はもう見えてまいりますので、その辺をどうするのかというのを含めまして、先ほど言いましたように、総合的に行政改革プランの中でまた位置づけをしながら、有効活用、ただいまのご意見等も念頭に入れながら検討してまいりたいということで考えております。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） それでは、検討方よろしく願いいたします。

続いて、2番の旭中央病院につきまして再質問をいたします。

まず、（1）の病院の基本理念に基づく対応について、その中に11項目あるということで、事業管理者のほうから話がございました。私もその内容については持っておりますけれども、これを遂行するためにはどういったことが必要かということ、患者の責務として、患者が医療に携わる方々と協力するということがなければ、この基本理念と方針というものは成り立っていないということで、私は資料をちょっと持っているんですが、たまたま入院しろということでありますので、この中に、基本理念ということで「すべては患者様のために」、先ほどご説明があったような内容があって、私たちの病院の基本方針11項目、そのわきに、患者様の権利と責任についてと、一番下に、誰もが医療スタッフと力を合わせて医療と看護に参加し協力する責任がありますということがあります。これはどこの病院でもこういったことがあるんです。

ですから、病院というものは、諸橋院長のときから、とにかく私たちは、医療関係者は病

院のためにあるのではない、すべては患者がいるから自分たちがいるんだと、そういう精神に基づいて頑張っていこうねということで、45人からスタートしたわけです。それが55年を過ぎて、現在かなり成長を遂げられて、大きくなり過ぎているという感じが、本当に誰もが考えてもあります。それによって貢献は地元にはあると思います。しかし、実際問題はふたをあけてみると、3割の方々だけしか今現在は旭市民ではないという、こんな状況にあるわけですけども、しかし、とは言っても、成長をしてきたんだから、やっぱりさらに充実してほしいというのは市民の願いでもあり、100万人診療圏の方々はそう思っているはずでございます。

したがって、今回なぜこういったことを質問したかということは、もう1回原点に立ち返って見直しをしてみたらどうか。先ほど院長のほうからも、ISOとかいろんな話がありました。大変な事務作業なんですよ。これだけやるにしても、恐らく現場を持っている人はなかなか厳しいと思います。忙しい中でやるということは非常に厳しい。しかし、やらなければいけないという状況にありますけれども、やはりすべては患者様のためにということを考えたときに、今現在問題点は本当はないのかどうか。問題点は出してくれませんでしたけれども、一つございます。もっとほかにもあります。きょうはあることを提案しますから、ぜひそれをやっていただいて、さらにもっと内部的にはいろんな委員会があり、ISOの組織といたしますか、それを構築していかなければいけないという立場でありますけれども、ぜひ組織としてどうあるべきかということを含めて検討していただきたいというのが私の願いです。

そこで、1番と2番一緒に質問させていただきます。

ここに、実は私の義理の兄貴が千葉大附属病院に入院しました。これは1月ごろです。そのときに、保証人になってくれということで私は言われました。そのときに見たものというのは、旭中央病院と内容的に違ったものがあったわけです。それは入院の案内でした。千葉大学医学部附属病院の入院のご案内ということがありますけれども、これを見れば、熟読すれば、安心して入院できるという、手続きも恐らく容易にできる。そんなに書く文書もないだろうという内容になっていますし、その入院するときに特に強く言われたことというのは1点だけあるそうです。それは、高額療養費の支給方法の変更が平成19年4月1日にあったので、保険はどこに入っておりますか、国民健康保険ですと言いましたら、役場に行って、ぜひその手続きだけはしてください。要は、限度額の認定証をもらってくださいということです。

その千葉大学の医学部の附属病院で書かれている内容をちょっと紹介します。

平成19年4月1日から、事前の申請により70歳未満の方についても、入院費に係る窓口の支払いが一定の限度額にとどめられ、窓口で多額の現金をお支払いいただく必要がなくなりました。この取り扱いを受けるためには、加入されている医療保険の加入者——これはここで言うと旭市保険年金課になります——に事前の申請を行って、保険者から発行される認定証を病院の入院受付窓口に提示していただく必要があります。上記の手続きを行う場合は従来どおりです。この従来どおりというのは、退院するときにお金を払って、高額医療費分もお金を払って、後に自分でその払ったことによって手続きをして、高額給付金を受け取ってくださいよと。手間がかかるわけです。市役所もかかります。それを補うためにこれを作っていると思います。

それでは、現在の旭中央病院の対応を見てみましょう。

入院のご案内はこれだけです。見れば、おおよそ入院はどうするかというのは分かります。しかし、一番肝心の「すべては患者様のために」ということを考えたときに、幾ら治療を受けても、最後にお金を払うのは医療スタッフではありません。患者が支払うのです。お金があってもなくても払わなければいけません。そこで、今紹介いたしましたその高額医療の関係で、中央病院のやつをちょっと抜粋して読みます。

現物給付の算定基準額というのがいろいろ書いてありまして、要するに19年4月1日から新しい制度となり、70歳未満の方についても、入院等に係る窓口での支払いが下記の自己負担限度額までとなりましたという表があります。これによって、医療機関の窓口で発行しているのは、総合病院国保旭中央病院が発行しているものです。しかし、ここではこれにより医療機関の窓口で多額の現金を支払う必要がなくなり、負担が軽減されます。

どこが違うんでしょうか。こちらは自分の病院のものにしています。中央病院は、どこから来たやつをそのまま下のその旭中央病院ということを書いただけでやっているんじゃないかなという感じがする文章です。

さらに、限度額適用認定証を受けるためには、被保険者があらかじめ保険者に——これは保険者というのは昔の社会保険事務所か、旭であれば旭市役所です——申請して、自己負担限度額の限度額認定証の交付を受ける必要があります。入院等の際にはこの認定証を医療機関の窓口提出してと、ここでも同じことが書いてあります。それで、高額療養費の現物給付を受けることになりますという、ということで、これは旭中央病院が自分のものになっているものなのでしょうか。

したがって、今、事業管理者のほうからいろいろと説明を受けました。幹部会議、運営委員会、ISO9001のほか、事務部長からは、月曜日には早朝会議を行い、木曜日には院長・副院長の会議を行い、恐らく看護師の会議もあるでしょう。ということで、いろんな会議をやっているけれども、これだけ見ても、もっとやることがあるなというふうな感じがするわけです。その点はいかがですか。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 高額療養費の手続きとその入院案内等が分かりにくいというご指摘ですけれども、高額療養費の制度そのものが、確かにいろいろ所得によって自己負担の限度額が変わってきたりということで、制度そのものが複雑だということもあると思いますけれども、19年4月からその支払い方法が変わりまして、国のほうでこの制度を持っているものですから、国のほうから、こういう内容で周知をしてくださいということで、今、議員がお持ちになった段階ではこのパンフレットというものができていたというふうに考えております。

今、議員ご指摘のとおり、高額療養費の現物給付の案内が確かに分かりにくくて、後で窓口の支払いのときに若干話がうまく伝わっていなかったとか、そういう例がございました。ということで、それを踏まえまして6月から、病院独自に説明用の案内というものも作成いたしましたして説明を行って、その辺で周知が図られるように改善はしているところでございます。

ただ、私のほうもまだ千葉大等の病院のその入院の案内等を直接見ておりませんので、その辺は後ほどよく参考にさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） これは後ほど差し上げますので、事務部長ね、人間というのは初めから分かる人は誰もいません。ですから、初めはまねでいいと思うんですよ。ですから、まねということは逆に言えば、参考になるものがあればそれを取り寄せる。自分たちができていないものについて、どうしようかという、そういった意識が必要なんですよ。

とにかく、すべては患者様のためにということで、先代の諸橋院長先生の時代からずっと今日まで来て、これから再整備事業が終わりますと、即、行ってみたいとか、ぜひ治療してもらいたいという人が増えなければ、収益が落ちちゃうんですよ。ですから、いろんな意

味で、これ一つとっても、ああ、本当にそういうふうに対応してくれてよかったと言われるような病院でなければ、これから先、もっと大きな病院になるわけですから、そういった意味で、今からそういう一つ一つ、こつこつ気がついた時点からやらなければいけない。これがもし患者さんから言われたら後手なんです。やっぱり19年4月1日にこれが発生したとしたら、みんなはどうやるかなというふうに関心を持って、じゃ、当院だったらこうしようということがあれば、もうこういうことはないんです。

もう一つ、つけ加えて言います。インターネットで成田赤十字病院のやはり入院案内を調べてみました。そうしたら、ちゃんとその中には、限度適用認定証は持ってきてください、それを全部必要書類は確認しなければ入院できませんような状況が書いてあるんですよ。ということは、万全を期して入院してくださいということで、患者のためになるようなそういう体制を作っているんですね。

ですから、余りにも病院が大きくなったということも災いしているかも知れません。でも、大きくなればなるほど、こつこつ、一つ一つ問題点を解決していかなければならない。要は、医療をする人と受ける人がキャッチボールができるような体制を作るということが一つの改善になります。患者さんは、例えば看護師に採血をしてもらう。そうしたら、誰が来てもそれが当たり前、それが正しいと思ったら、もう間違っているともそう思っちゃうんです。給食も、さっき配膳についても委託をしているということでございますけれども、そうすると、組織上は一たん、ぷつんと切れるんですよ。どうにかしたいということであっても、その状態が患者さんが困っても上にいかないんです。そういった中身を十分に把握しながらその現場の方々の気持ちを吸い上げないと、患者さんというのは、最後のお金を払う状況も含めて、もうこういった病院には来ないと言われたら、それが口コミで大変なことになります。

○議長（向後和夫） 神子議員、残りあと4分です。

○24番（神子 功） はい。

そういったことで、ぜひよろしくお願いいたします。

これは奥深いものですから、全体的に見直しを、忙しい中でも、やっていただきたい。これは後ほど資料をあげます。

時間も経過してまいりました。あと4分ということで。

次に、顧問の役割。

先ほどの説明ですと、これについては何か検討委員会の顧問ということで伺っておりますが、一般的に顧問というのは、何かの目的があってそれで顧問にお願いするということです。

けれども、何か全く違うような感じがする。60万円といえば、大変失礼ですけども、教育長の給料と同じです、1か月の。6か月ですから360万円のお金が、もう委員会はないですから、無駄に使ったと言われてもしょうがないと思いますが、その点をどのように考えていますか。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 松山顧問でございますけれども、市長の諮問機関であります経営形態の検討委員会で検討を行うために、病院の非常勤職員として雇用されたというふうに認識しておりますが、同氏は、厚生労働省、総務省の委員等の経験、それから医療経済分野での研究者であって、統合ヘルスケアネットワーク等の課題について大変詳しいということで、顧問として雇用されたというふうに認識しております。金額について、同人の経験と経歴等から、一概に高いということとは言えないんじゃないかというふうに考えております。

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 検討委員会はもうなくなりました。次にどうしますかということで、いろいろ資料を見ますと、今までの検討委員会ではなくて、今度は改革プランの内容を含めた検討をしていこうというふうに、このなくなった検討委員会が2月14日の第5回目の検討委員会で言っているんです。この検討委員会というのは昨年の5月7日に設置をされましたけれども、設置は廃止をしたんでしょうか。

○議長（向後和夫） 神子功議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 顧問の松山先生は、既にもう3月の時点で顧問を退職しております。

（「じゃ、4回目、議長」の声あり）

○議長（向後和夫） 4回目はもう終わりました。

（発言する人あり）

○議長（向後和夫） 神子功議員。

○24番（神子 功） 4回は終わったわけですけども、要は、資料にありますけれども、総合病院国保旭中央病院の経営形態等に関する報告書、20年10月にある中に、委員会の要綱が出ているんです。これを廃止しないと廃止したことにならないんですよ。それを聞いているんですけども、議長、お許してください。どうなんですか。

○議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

- 企画課長（堀江隆夫） それでは、中央病院の経営形態等に関する検討委員会でありますけれども、本年4月1日付をもちまして廃止ということでやっております。要綱のほうも廃止ということでやっております。

（「したんですか」の声あり）

- 企画課長（堀江隆夫） はい、廃止をしております。
- 議長（向後和夫） 神子議員、もう終わりました。

（「最後の」の声あり）

- 議長（向後和夫） 最後のね。

神子議員。

- 24番（神子 功） そうしますと、先ほど市長のほうから、廃止したということについては今事実関係を確認しましたので、この次のことについては病院の内部でやるかどうか。でも、本来は病院の中は、私はこう思うんですよ。先ほど冒頭に言いましたように、いろんな問題があるでしょう。経営は民間の場合には別に検討するんですよ。通常起こっている問題について、先方の業者の方に迷惑がかからないように営業をしてきて、どう精算したらいいのかと、その中で問題点はどうかということで検討するのが本当は正しいやり方なんです。経営は別個なんですよ。そういった意味で、検討を本来はしてくるべきだったと私は思うんです。ですから、そういったことについて、今、病院ではどのように考えておりますか。

- 議長（向後和夫） 神子功議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

- 病院事務部長（渡辺清一） 改革プランの中で、これからも引き続き黒字経営を維持していくという中で、病院としては引き続き健全経営の維持ということに努めてまいりたいというふうに考えております。
- 議長（向後和夫） 神子功議員。
- 24番（神子 功） これは、しっかりと私の意見を受け止めて、現在の問題点が十分に解決できるように、ひとつ対応のほうをよろしくお願いします。

伊藤市長につきましては、この6月で答弁も最後だと思います。約8年間の長きにわたって行政運営していただきまして、ありがとうございました。合併の時期から今日まで本当にご尽力をいただきました。改めてありがとうございますと感謝を申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（向後和夫） 神子功議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。

○議長（向後和夫） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は22日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時46分

平成 2 1 年旭市議会第 2 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 4 号）

平成 2 1 年 6 月 2 2 日（月曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長請願報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 事務報告
- 第 6 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 発議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 質疑、討論、採決
- 追加日程 旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第 5 事務報告
- 日程第 6 閉 会

出席議員（ 2 4 名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	1 0 番	柴 田 徹 也

1 1 番 木 内 欽 市
 1 3 番 日 下 昭 治
 1 5 番 林 俊 介
 1 7 番 林 一 雄
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 高 橋 利 彦
 2 4 番 神 子 功

1 2 番 佐久間 茂 樹
 1 4 番 平 野 浩
 1 6 番 明 智 忠 直
 1 8 番 高 木 武 雄
 2 0 番 向 後 和 夫
 2 2 番 林 正一郎
 2 6 番 林 一 哉

欠席議員（１名）

2 5 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 総 務 課 長 平 野 哲 也
 企 画 課 長 堀 江 隆 夫
 税 務 課 長 野 口 徳 和
 環 境 課 長 平 野 修 司
 健康管理課長 小長谷 博
 高 齢 者 福 祉 課 長 渡 辺 輝 明
 農 水 産 課 長 林 清 明
 都市整備課長 伊 藤 恒 男
 会 計 管 理 者 高 山 重 幸
 水 道 課 長 横 山 秀 喜
 学校教育課長 平 野 一 男
 国体推進室長 高 野 晃 雄
 農 業 委 員 会 農 事 務 局 長 伊 藤 浩
 病院事務次長 石 鍋 秀 和

副 市 長 増 田 雅 男
 病院事務部長 渡 辺 清 一
 秘書広報課長 米 本 壽 一
 財 政 課 長 加 瀬 正 彦
 市 民 課 長 増 田 富 雄
 保険年金課長 花 香 寛 源
 社会福祉課長 在 田 豊
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 北 村 豪 輔
 下 水 道 課 長 佐 藤 邦 雄
 消 防 長 菅 谷 衛 一
 庶 務 課 長 浪 川 敏 夫
 生涯学習課長 野 口 國 男
 監 査 委 員 会 長 林 久 男
 事 務 局 長 堀 川 茂 博
 国 民 宿 舎 支 配 人 鈴木 清 武
 病院經理課長

事務局職員出席者

事務局 長 加 瀬 寿 一

事務局 次 長 石 毛 健 一

開議 午前 10 時 0 分

- 議長（向後和夫） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 常任委員長報告

- 議長（向後和夫） 議案第1号から議案第7号までの7議案と請願第1号、請願第2号の請願2件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。
配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 日下昭治 登壇）

- 公営企業常任委員長（日下昭治） 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月9日の本会議において、当委員会に付託されました議案第3号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月15日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催しました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

訪問看護ステーションは、今後、介護保険の指定居宅サービス事業所として認定されるわ

けだが、他のサービスまで広げる予定はあるのか、また、事務所の設備等はどのくらいかかるのかとの質疑では、この訪問看護ステーションは、精神科を中心として、患者が退院後そのまま在宅で安心して生活ができるようにするという事で、現在は考えているが、今後、訪問看護師の数が増え、そして看護師とこのサービスを受ける方の家族との人間関係ができたときには、高齢者の方の在宅なり、一般の方も見ていくような形になるのではないかと考えている。

設備費については、軽自動車4台分の購入費用として500万円程度、そのほかではパソコンや洗濯機が必要となるが、数十万円程度の予算で収まると思っている。また、訪問看護ステーションは飯岡診療所の2階に設置するため、改装はプレートを貼る程度で対応できると思っているとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第3号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年6月22日、公営企業常任委員長、日下昭治。

○議長（向後和夫） 公営企業常任委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

○建設経済常任委員長（嶋田哲純） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第6号、工事委託契約の締結についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

この工事委託の旭中央ポンプ場建設について、簡単に言えば、中央病院のために新しくポンプアップするわけなので、中央病院が完成するのと同時に使える工程にならないのかとの質疑では、ポンプ場の計画については、平成21年度から3か年計画で整備を進めていく予定であるが、中央病院の供用開始と併せて完成させますとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、

議案第 6 号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成21年 6 月22日、建設経済常任委員長、嶋田哲純。

○議長（向後和夫） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

○文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 6 月 9 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 1 号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 4 号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号、指定管理者の指定についての 4 議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る 6 月17日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第 2 号の主な質疑について申し上げます。

平成17年 7 月から、いろいろな事情により児童遊園というものが条例から削除されているが、管理や子どもたちの推移、また児童遊園という立場を併せた上で、今後、どのようにされていくのかとの質疑では、まず、地元の意向を最大限に考え、それから利用の実態や地域的なバランスというものを踏まえながら、地元の区長さんなどと公園の必要性等を十分に協議して、決定をしていきたいとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、4 議案とも全員賛成でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

平成21年 6 月22日、文教福祉常任委員長、柴田徹也。

○議長（向後和夫） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇を願います。

（総務常任委員長 佐久間茂樹 登壇）

○総務常任委員長（佐久間茂樹） おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第5号、財産の取得についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月18日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入ということであるが、こういった災害に対応するのか、また、入札の基準となる設計金額はどのように積算されたのかとの質疑では、この車両は、通常の火災を含め、あらゆる災害を想定したものである。主なものとしては、給水装置を積載しており、地震等の災害発生時に給水車として使用ができることや、水600リットルと消火剤2リットルを混合させ、泡で消火するシステムが装備されており、約10トン分の水を放水したのと同じ効果が得られるなどの特長がある。

また、車両の設計金額については、2社から見積もりを取り寄せて、それを参考に消防本部で設計をしたとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第5号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

平成21年6月22日、総務常任委員長、佐久間茂樹。

○議長（向後和夫） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各常任委員長の報告は終わりました。

日程第2 質疑、討論、採決

○議長（向後和夫） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 討論なしと認めます。

これより議案第１号から議案第７号までの７議案について採決いたします。

議案第１号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

議案第２号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

議案第３号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

議案第４号、旭市重度心身障害者医療助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

議案第５号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、工事委託契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (向後和夫) 全員賛成。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 常任委員長請願報告

○議長 (向後和夫) 日程第 3、常任委員長請願報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、常任委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇)

○文教福祉常任委員長 (柴田徹也) 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る 6 月 9 日の本会議において、本委員会に付託されました請願第 1 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願、請願第 2 号、「国における平成 22 (2010) 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の請願 2 件についての審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は 6 月 17 日、付託議案の審査終了後、紹介議員並びに教育長ほか担当課より、本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、請願第 1 号については特に意見はなく、請願第 2 号については 20 校ある学校施設の中で、まだ和式トイレが多くあり、家庭環境が進む中で、今の時代と併せてしっかりと施設整備が必要であるとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、請願 2 件とも全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成 21 年 6 月 22 日、文教福祉常任委員長、柴田徹也。

○議長（向後和夫） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する常任委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑、討論、採決

○議長（向後和夫） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 討論なしと認めます。

これより請願第1号、請願第2号の請願2件について採決いたします。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

請願第2号、「国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前 10 時 39 分

- 議長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第 1 号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、発議第 2 号、国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、発議第 3 号、旭市議会の議員の定数を定める条例の制定についての 3 発議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） 配布漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、嶋田茂樹委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

嶋田委員長、ご登壇願います。

（議会運営委員長 嶋田茂樹 登壇）

- 議会運営委員長（嶋田茂樹） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う日程追加について協議をいたしましたので、その内容について私よりご報告申し上げます。

本日、提出されました発議案は、発議第 1 号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、発議第 2 号、国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、発議第 3 号、旭市議会の議員の定数を定める条例の制定についての 3 発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成21年旭市議会第 2 回定例会議事日程（その 2）、本日 6 月 22 日月曜日をご覧いただきたいと思いますが、この後、追加日程第 1、発議第 1 号から発議第 3 号までの 3 発議案を上程。追加日程第 2、提案理由の説明。追加日程第 3、質疑、討論、採決。

以上のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

- 議長（向後和夫） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第 1 号から発議第 3 号までの 3 発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第 1 発議案上程

○議長（向後和夫） 追加日程第 1、発議案上程。

発議第 1 号から発議第 3 号までの 3 発議案を上程いたします。

発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について

発議第 2 号 国における平成 22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

発議第 3 号 旭市議会の議員の定数を定める条例の制定について

追加日程第 2 提案理由の説明

○議長（向後和夫） 追加日程第 2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第 1 号及び発議第 2 号について、文教福祉常任委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

○文教福祉常任委員長（柴田徹也） それでは、発議第 1 号及び発議第 2 号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第 1 号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上

をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

国においては、教育の質的論議をぬきに、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から次々と対象項目をはずし、一般財源化してきた。さらに、「三位一体」改革の論議の中で、2005年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われた。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については、2分の1から3分の1に縮減するというものであった。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりでなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

続いて、発議第2号、国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、いわゆる「学級崩壊」、さらには少年による凶悪犯罪、経済不況の中、失業者の増加による授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊か

な人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること
- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築や洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上でございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

- 議長（向後和夫） 続いて、発議第3号について、議会運営委員長、嶋田茂樹議員、ご登壇をお願いします。

（議会運営委員長 嶋田茂樹 登壇）

- 議会運営委員長（嶋田茂樹） それでは、発議第3号、旭市議会の議員の定数を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

この条例は、旭市議会議員の定数を22人とし、本年7月1日以降、初めてその期日を告示される一般選挙から施行するものであります。

定数を22人と提案するにあたっては、まず、その経緯についてお話をさせていただきますが、昨年6月に議会運営等の見直しを図るため、議会改革検討委員会が設置され、そこで議

会改革等について半年かけて協議をいたしました。その成果については、既に実施されておりますが、本会議の議事の記録方法を速記法から録音機による録音に改め、速記者を廃止して、経費の節減を図り、また、市民に、より開かれた議会の実現に向けた一歩として、この第2回定例会から開始いたしました本会議の議会ライブ中継インターネット配信等でございます。

そして、その中の一つとして、議員定数の見直しを検討して参ったものであります。

議員定数については、その議会改革検討委員会からの報告ですと、同規模の近隣市、北総管内ですが、人口5万人以上から10万人未満の市、当市を含めまして、8市がございますが、その条例定数の平均値を見ると23.9人であったこと、また、その8市の議員1人当たりの人口割合の平均が2,986.6人で、当市は平均値より低い数値であり、当市の定数を24人とした場合には、2,902.2人となることから、昨年12月に24人と報告されました。

しかしながら、現在の状況は、同規模の人口を持つ隣の銚子市において、議員定数を26人から21人とするなどの動向が見られ、そのような状況を勘案して、現定数26人から4人減員の22人としたものであります。

以上、よろしくご審議の上、議員の各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（向後和夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（向後和夫） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

発議第2号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

発議第3号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号から発議第3号までの3発議案について、一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（向後和夫） 討論なしと認めます。

これより発議第1号から発議第3号までの3発議案について採決いたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号、国における平成22（2010）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

発議第3号、旭市議会の議員の定数を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（向後和夫） 全員賛成。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

追加日程 旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

- 議長（向後和夫） ここで、旭市選挙管理委員会委員及び補充員の任期が本年8月17日に満了いたしますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、これに伴うべき委員の選挙を行いたいと思います。

おはかりいたします。旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を本日の日程に追加し、

直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、旭市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

旭市選挙管理委員会委員には、常世田清志氏、昭和10年3月26日生まれ、旭市八の297番地。石毛恒男氏、昭和12年2月23日生まれ、旭市後草2024番地。石橋清氏、昭和5年12月5日生まれ、旭市萩園1207番地1。飯田博之氏、昭和12年6月22日生まれ、旭市萬力2359番地。以上の方を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名しました方を旭市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました常世田清志氏、石毛恒男氏、石橋清氏、飯田博之氏、以上の方が旭市選挙管理委員会委員に当選をされました。

続いて、旭市選挙管理委員会補充員には、伊藤新市郎氏、昭和8年3月7日生まれ、旭市塙1446番地。高安勇氏、昭和12年8月24日生まれ、旭市口の1462番地1。宮内正己氏、昭和15年9月26日生まれ、旭市後草2014番地5。花香勝久氏、昭和15年10月19日生まれ、旭市萬歳873番地。以上の方を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名しました方を旭市選挙管理委員会補充員の当選人と定

めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました伊藤新市郎氏、高安勇氏、宮内正己氏、花香勝久氏、以上の方が旭市選挙管理委員会補充員に当選をされました。

次に、補充の順番について、おはかりいたします。補充の順番は、議長が指名しました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（向後和夫） ご異議なしと認めます。

よって、補充の順番は、指名した順序により、第１順位、伊藤新市郎氏、第２順位、高安勇氏、第３順位、宮内正己氏、第４順位、花香勝久氏に決定しました。

日程第５ 事務報告

○議長（向後和夫） 日程第５、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 平野哲也 登壇）

○総務課長（平野哲也） それでは、篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告申し上げます。

１つ、図書及びDVD一式を干潟ライオンズクラブ様より３月30日受納いたしました。

１つ、液晶テレビ２台を石橋正巳様、伊藤孝様、菅谷旭様から３月31日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（向後和夫） 事務報告は終わりました。

日程第６ 閉 会

○議長（向後和夫） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成21年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。
長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時 2分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

旭市議会 議 長 向 後 和 夫

副 議 長 林 一 雄

議 員 佐久間 茂 樹

議 員 日 下 昭 治